

平成19年第2回瑞穂市議会定例会会議録(第4号)

平成19年7月1日(日)午前9時開議

議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本日の会議に出席した議員

1番	安藤由庸	2番	若園五朗
3番	浅野楔雄	4番	堀武
5番	吉村武弘	6番	小川勝範
7番	藤橋礼治	8番	熊谷祐子
9番	山田隆義	10番	広瀬時男
11番	小寺徹	12番	松野藤四郎
13番	山本訓男	14番	桜木ゆう子
15番	星川睦枝	16番	棚瀬悦宏
17番	土屋勝義	18番	澤井幸一
19番	西岡一成	20番	広瀬捨男

本日の会議に欠席した議員(なし)

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	堀孝正	教育長	今井恭博
市長公室長	広瀬幸四郎	総務部長	新田年一
市民部長	青木輝夫	都市整備部長	松尾治幸
調整監	後藤仲夫	水道部長	河合信
会計管理者	奥田尚道	教育次長	福野正

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	豊田正利	書記	棚瀬敦夫
書記	古田啓之		

開議の宣告

議長（藤橋礼治君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は20人であり、定足数に達しています。

会議を開会する前に、一言申し上げます。

去る6月22日、平成19年第2回瑞穂市議会定例会を開会するに当たりまして、6月30日の土曜日と本日7月1日の日曜日に一般質問を実施することに全会一致で決定されました。

これは、住民に身近な市議会に向けた議会の活性化策として土・日議会を開催することになったものでございます。

本日の会議に朝早くから傍聴にお越しいただきました皆様方、心からお礼を申し上げます。傍聴にお越しいただいた皆様方には、受付でお渡ししました傍聴人心得をよく読んでいただきまして、円滑な議会運営に御協力をいただきたいと思います。特に議場内では、ビデオ、カメラ、録音機、携帯電話の使用をお断りしておりますので、よろしくお願い申し上げます。携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りいただくか、マナーモードにさせていただくようお願いをいたします。

それでは、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1 一般質問

議長（藤橋礼治君） 日程第1、一般質問を行います。

個人質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

4番 堀武君の発言を許します。

堀武君。

4番（堀 武君） おはようございます。議席番号4番 堀武、新政会です。

私、4月の補欠選挙で当選させていただき、まだ2ヵ月余しかたない新人議員ですが、一般質問の機会を与えていただいた先輩議員の皆様方に心より感謝を申し上げます。

また、堀市長様におきましては、御就任おめでとうございます。ぜひ一部の意見に迎合することなく、5万有余の市民の皆様のための行政を行っていただきたく、心よりお願いを申し上げます。

一般質問の1、五六川の東海道線下右岸の歩道整備について、2、複断面水路の今後の工事計画について、質問席にて質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

私は、かねてより教育、福祉、環境整備の充実は三位一体の関係にあると思っています。ちょうど瑞穂市の中心を流れる五六川の環境整備はそのような役目を果たしていると思います。

中山道五六橋より牛牧団地北の柳一色橋までの左右兩岸を散歩しますと、自然に恵まれ、市民の皆様が健康のため、いやしのため、自然観察等、四季を通じて楽しみながら散歩のできる、ちょうど1万歩コースですが、残念なことに右岸の東海道線下の付近の歩道整備がなされておりません。ぜひ歩道整備をしていただきたく、お願いを申し上げます。

また、関連しまして、四季を通じて堤防道路を散歩コースとして使用するには、道路面に覆いかぶさるススキ等があります。これは、市民の皆さんが安心して散歩をしていただくには、防犯上も決して好ましいものではありません。定期的に取り除いていただくようお願いいたします。御回答をよろしく申し上げます。

議長（藤橋礼治君） 調整監 後藤仲夫君。

調整監（後藤仲夫君） 東海道線下の歩道の整備と堤防道路の定期的な除草の要望について、堀議員にお答えします。

議員指摘のとおり、五六川右岸の歩道はJR東海道線で分断されており、利用が困難な状況にあり、この接続は重要な課題の一つと考えております。現在、川の中におりられるよう一部草刈りもされ、橋梁と河川の狭いところを利用されていることも承知しております。

鉄道下で河川幅が狭いところを利用して歩道として整備するには、川幅が狭く、川が接近し過ぎており、転落防止さくも必要となります。その転落さくの設置も難しいことから、安全面や治水面からその整備に苦慮しております。すぐ西側にある都市河川に橋梁を整備し、歩道をつなぐ方法も考えられますが、多額の費用がかかることから、今後、維持管理の仕方も含め、地元や、また利用者、それから河川管理者とも協議しながら、有効な方法がないか、検討してまいります。

次に、河川堤防の除草についてお答えします。

堤防は年1回を目途に、また堤防天端等を利用した通学路や利用者の多い遊歩道は、利用状況や地元の御意見を聞きながら、適宜実施しております。なお、現在、水と親しむまちづくりとして堤防天端や洪水敷を利用した遊歩道計画、河川公園整備等を進めており、今後、維持管理費も増大すると予想されます。管理の一部をボランティアで草刈り等を行ってもらっており、維持管理費の軽減ができ、大変ありがたく感謝しております。そのため、これからの維持管理については、市民協働型の仕組みづくりも進めていかなければならないと考えております。堀議員の御協力、今後よろしく申し上げます。

〔4番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 堀武君。

4番（堀 武君） 東海道線下の歩道についての難しさはよく理解しております。ただ、今言いました天端の草刈りというのはそんなに費用のかかるものではないものですから、下の面まで刈れというんでなくして、やはり安全面も含めて、ぜひその辺を御検討していただければ

幸いです。

次に、私は少し提案をしたいのですが、ちょうど右岸の五六川親水公園の水辺ですが、今、調整監が話されたように歩道整備がされて、少し水辺まで行くようにはなっております。これをもう少し水辺の整備ができれば、例えばトンボがいる池をつくるとか、それから小さな小魚がいるせせらぎの小川をつくるとか、水の浄化によいと言われるアシなどの自然観察のできるような水辺をつくられるようなことができないか、検討していただければ幸いです、そのようなことで、新規に施設をつくるのもいいですが、あるものをいかに有効的に市民の皆さんに使用してもらおう。そのための英知を出すことは行政の務めではないかと思っております。以上の点を踏まえまして、御回答をひとつよろしく申し上げます。

議長（藤橋礼治君） 調整監 後藤仲夫君。

調整監（後藤仲夫君） 五六川の親水公園については、今後もまちづくりの関連からも整備していきたいと思っております。

それから、堀議員指摘の英知を集結してやっていくということは、現在ある施設を有効利用して、これからますます維持管理費もかかりますし、新設も難しくなりますので、御指摘のとおり、今後もそういうことを検討していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

〔４番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 堀武君。

４番（堀 武君） ありがとうございます。

次に、複断面水路の今後の工事計画についてお伺いいたします。

瑞穂市内の水路ですが、農業用水と生活排水を兼ねた水路があり、農業用水路として使用時にはほぼ満水の状態ですが、その時期以外の水量は決して多いものではありません。この水路を自治会の皆さんが定期的に清掃作業を行っている箇所があります。その作業は決して楽なものではありません。今、そのような水路を、市では複断面水路に変える施工を推し進めていることと思いますが、私はこれは理にかなった水路であり、衛生面からも管理面からも、清掃作業の経験等をかんがみますと、その普及をより迅速に進めていただきたくお願いを申し上げます。また、この計画水路は市内何ヵ所ほどありますか。それとも、距離的にわかっておれば、教えていただきたいと思っております。

議長（藤橋礼治君） 都市整備部長 松尾治幸君。

都市整備部長（松尾治幸君） 堀議員さんの複断面水路の今後の工事計画についてお答えいたします。

瑞穂市内の水路清掃については、議員御指摘のとおり、市民の皆様の御協力により、生活環境の保全を目的に水路清掃を実施いただいております。深くお礼を申し上げたいと思っております。

市では、水路を複断面化して、平水時は、通水断面を小さくすることにより流速を速め、病

害虫の発生の抑制、ヘドロの堆積を防止するなど、効果を上げております。平成17年度の複断面の実績は延長 2,749メートル、平成18年度につきましては 3,680メートルを実施しております。今後も住環境整備として、地域バランス等を考慮しながら、順次実施していきたいと考えておりますので、堀議員さん、よろしく願いして、答弁とさせていただきます。

〔4番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 堀武君。

4番（堀 武君） ありがとうございます。この計画を前倒しでぜひ実行されることを切にお願いします。

関連しまして、側溝掃除の件ですが、ちょうど私、本田団地に住んでいる以上、本田団地の水路の件で少しだけお願いというか、御要望したいと思います。

本田団地ができて35年有余たっており、側溝の勾配がうまくいかないということで、過去に2回ほど改善をされたことがあると思います。現在においても、まだ完全に水路の勾配がとれていない場所があります。そのようなことを根本的に解決していただきたいと思ひますし、ぜひその相談に乗っていただきたいと思ひます。ひとつよろしく御回答のほどお願いします。

議長（藤橋礼治君） 都市整備部長 松尾治幸君。

都市整備部長（松尾治幸君） 御質問の側溝勾配等につきましては、早速現地で自治会長さん等交えまして調査していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

〔4番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 堀武君。

4番（堀 武君） ありがとうございます。これで、私の質問を終わらせていただきます。

議長（藤橋礼治君） 続きまして、13番 山本訓男君の発言を許します。

山本訓男君。

13番（山本訓男君） おはようございます。

ただいま議長の発言のお許しをいただき、一般質問をさせていただきます。13番 山本訓男です。よろしくお願いします。

通告に基づいて、3点にわたって質問させていただきます。質問席で行いますので、よろしくお願いします。

まず第1点目は子育て事業についてでございます。そして2点目が、医療費抑制の事業をどのように進めておられるかということと、三つ目は生活環境の整備についてでございますが、一括で質問しますので、一括でお答えいただきたいと思ひます。できるだけ再質問はしないようにしたいと思ひますので、よろしくお願いします。

まず第1点目の子育て事業の推進についてでございますが、まず市長は、福祉政策について、基本的にどのような考えを持っておられるかということをお聞きしまして、それから、妊産婦

の無料健診の拡大についてをお尋ねしたいと思います。

胎児や母親の健康状態を診断する妊産婦健診について、全額を国の負担で賄う無料健診回数を現在の原則2回から5回以上に拡大するということが、これは国が決めたことですが、少子化対策の一環、3月末までに各市町村に通知したということで、妊産婦健診は任意のため医療保険の適用対象外ですが、出産までの回数は平均14回だそうです。出産世帯の負担軽減がなされるものですから、今回、国の見直しに伴い、瑞穂市では何回まで助成をされるかということをお聞きしたいと思います。

それから二つ目の、出産一時金の受け取り代理人払い制度はどうなっているかということ。これは一つの例として申しますと、この制度はこれまで出産後に申請し、支給されていた出産育児一時金を、事前に申請することにより同一一時金の受け取りを医療機関に委任するものです。出産予定まで1ヵ月以内の妊婦が対象となります。これより出産費用のうち35万円を超えた分だけ医療機関などに支払えばよいことになり、費用が35万円未満の場合は、差額は申請者に戻ってくるという制度であります。これを行えば出産費の負担を軽減されるということで、ぜひこれも実現していただきたいと思っております。

それから三つ目として、出産祝い金制度というのがありますが、これは市では行っておられるのか。もし行っておられない場合は、ぜひこういう制度も実行していただきたい。

それからもう一つは、乳児健診のときに行われるブックスタート、赤ちゃんの3ヵ月とか6ヵ月健診のときに絵本を何冊か用意して、その中の希望の本をプレゼントするという制度でございますが、こういうのもぜひ実現していただきたいと思っております。

ちなみに、県のホームページで見たんですが、県下43市町の中でブックスタート制度をやっていないのは、村とか町は別として、市でやっていないところは、瑞穂市を含めて3ヵ所だけ、あとはほとんど全部やっているということと、それから、出産祝い金制度も半分以上の市で行っているということです。これはちょっと古い資料ですから、その後、実施された市もあるかわかりませんが、そういう現状ですが、そういうのをどのように考えておられるか、お願いします。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 山本議員さんの御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

子育て支援をどのように考えておるかという御質問でございます。まさに今、少子・高齢化の時代でございます。子供さんは、何といたしましてもこの瑞穂市の宝でございますし、また日本国家の宝でございます。今申し上げました少子化、これが日本の中で一番問われておる。やはり人口が減っていくという、本当に日本の国家が窮されるような状況です。その子供さんの子育てのことについての御質問でございます。私は、今回のマニフェストにおきましても子育てに関します子育て支援を多く取り上げておるところでございます。他市町に比べまして、

すべてに突出した、そういった支援はできません。どんなに悪くても他市町並みの支援をしつかりとしてまいりたいと思っておるところでございます。そんなところでございますので、これから所管の部長の方から説明をさせていただきますが、子育て支援にはしっかりと取り組んでまいりたいと、そのことだけ申し上げて、私の答弁にかえさせていただきます。

議長（藤橋礼治君） 市民部長 青木輝夫君。

市民部長（青木輝夫君） 私の方から、各項目について御答弁申し上げたいと思います。

最初に、妊婦健診の回数を拡大してほしいということでございますが、少子化対策の一環としまして、平成19年1月16日付、厚生労働省母子保健課長から妊婦健康診査の公費負担の望ましいあり方についての通知がございまして、その中で、国は健診回数の最低限5回実施を原則としておりますが、平成19年度瑞穂市の当初予算につきましては、近隣市町村の状況をかんがみまして、平成18年度妊婦前期に1回、中期から後期に1回の2回を行ってありましたところを平成19年度は前期1回、中期1回、後期1回の計3回の1回増で4月から行っている状況でございます。

現在、国の通知に向けまして、検査項目等の変更もありますので、岐阜県市町村保健活動推進協議会、これ保健支部会で行ってありますが、それと県との協議をしまして、県と市町村の方向性を進めてまいりたいと、かように考えておるところでございます。

次に、出産一時金の代理受領でございますが、この導入につきましては、瑞穂市国民健康保険出産一時金の医療機関等による受け取り代理に係る実施要綱を平成19年3月に公表しまして、ことしの4月から実施をいたしております。出産時の経済的負担を軽減する制度としまして、出産育児一時金35万円のうち、医療機関への分娩費の一部、または全部を送金するものでございます。この制度を利用された方は、6月26日現在で1人見えます。広報「みずほ」4月号にて御案内させていただいておりますが、制度普及のためPR等を行ってまいりたいと思っております。

出産祝い金制度の創設でございますけれども、現在、近郊の市で出産祝い金の支給をしております市は、本巣市、山県市、大垣市が支給をしております。岐阜、羽島、可児、各務原市などはまだ未実施の状況でございますので、ここの市の動向を見て、瑞穂市も考えてまいりたいと、かように考えております。

次に、ブックスタートの実施についてでございますけれども、平成15年12月議会で同じ質問がございまして、教育次長が答弁申し上げたところでございますが、ゼロ歳児とその保護者を対象としまして、親子のふれあいサポートをする、すくすく広場という図書館ボランティアによる絵本の読み聞かせ等を実施しまして、図書館推奨のお薦め本を紹介して、ブックスタートのきっかけ事業として行っているところでございます。今後も図書館や保健センターなどの関係部署や地域の方々も協力しまして、子供さんの健やかな成長発達の促進や保護者の育児不安

の軽減に努めたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

〔13番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 山本訓男君。

13番（山本訓男君） 御回答ありがとうございました。

妊婦健診の場合は、交付税算入にもなっていると思ひますが、それで、各自治体によっては10回以上やっているところもあるし、近隣市町では、やっぱりその首長さんの考えかどうかわかりませんが、5回以上のところも結構あるし、10回以上やっているところもあって、その辺も勘案して、ぜひ助成回数を市としてふやしていただきたいと思ひます。

それから、祝い金制度でございますが、これは各市町の独自の事業やと思ひますが、先ほど市長言われましたように、国の宝、市の宝である子供さんたちがすくすくと健康に育っていくためにも、ぜひともこの制度も実現していただきたいと思ひます。

それでは2番目の、医療費の抑制についてでございますが、年々医療費がふえて、保険の負担も多くなってくる中で、医療費を少しでも軽減していくために、保険証を個別ICカード化して、そのカードの中に、その人の病歴とか何かが全部記録されて、例えば病院を変わっても、最初から検査を受けるのではなくして、病歴を見れば、即治療にかかれるという状態のカード化した保険証をぜひ発行していただきたいと思ひます。

それに関連して、市で行ってみえる検診制度でございますが、19年度の検診の一覧表を見ましたが、結構自己負担が多いもんで検診を受ける人が少ないんじゃないかと思ひますが、検診を充実して、いわゆる早期発見、早期治療という形で、これも医療費の抑制になるかと思ひますので、検診制度の自己負担を、これはどういう根拠で算定がなされているのかわかりませんが、もう少し自己負担分を軽減できないかということをお尋ねいたします。

議長（藤橋礼治君） 市民部長 青木輝夫君。

市民部長（青木輝夫君） 健康保険証のIC化ということでございます。瑞穂市におきまして、健康保険証の個別ICカード化を検討できますのは、国民健康保険証しかできないものでございます。国保の保険証につきましては、平成20年度より後期高齢者医療制度が開始されまして、75歳以上の方々はカードの保険証となるわけでございます。これにあわせまして、瑞穂市国民健康保険としましても1人1枚のカード化への準備を現在進めているところでございます。

各種検診データを保険証のICチップにリンクさせまして、医療費抑制を図るというのも非常に大切、またいいことでございます。これにはやはり国家的な政策レベルが必要となると思ひます。いわゆる保険者を超えた法整備が必要になるかと思ひます。国保、厚生、それから船員とか、いろんな保険がございますが、各保険者を超えた法整備が要るんじゃないかと思ひます。

また、このICデータを読み取る装置が各医療機関等に設置されなければ効果があらわれな

いという嫌いも考えられます。全国的、少なくとも県単位での制度化がこれから必要になるのではないかなど、かように考えております。こちらの方もまた、いろんな機関ともあわせて協議をしてみたいと思います。

その次の各種保険等、受診者の実態でございます。

受診向上に向けた努力ということで、特にがん予防ということでいただいておりますけれども、平成20年4月から老人保健法の廃止によりまして、市が現在行っております基本健診が高齢者医療確保法の特定健診（40歳から74歳）となりまして、この特定健診が各医療保険者に義務化をされるわけでございます。国保とか、社会保険とか、共済組合とか、そういう保険者に義務化をされます。これらのことから、受診者の実態を平成18年基本健診で見ますと、対象者が1万6,481人の内訳で、国保加入者8,451人、その他の保険が8,030人となっておりますが、この受診者は5,542人でございます。国保加入者が3,553人、その他保険者が1,983人でございます。国保の加入者だけで見ますと、42%の受診率でありました。来年度から国保の方が主に対象者となることでございます。メタボリックシンドロームの全体をとらえまして、対象者の優先順位に合わせて、効率的に特定保健指導を実施しまして、長期的な医療費抑制削減を目指してみたいと思います。

それから、がん検診に対しまして、家族調査票での希望者だけでなく、過去に検診をしていただいた方に対しても必然的に受診証を送付しまして、継続検診を行っているところでございます。がんの要因、危険因子もかなり解明され、生活習慣病との関係が明らかになっているところですから、食改善、禁煙教室等の指導体制を整えるとともに、健康は自分自身が自覚を持って守ることが大切であるということもこれからも啓発をしていきたいと、かように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

〔13番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 山本訓男君。

13番（山本訓男君） どうもありがとうございました。

私が質問しようと思ったことを全部答えていただきましたもので、がん基本検診につきましては、さきの議会において意見書を提出させていただいたら、皆様の賛同をいただきまして、がん基本対策法という法律ができたもので、その法律に基づいて、今、事業が進められておると思ひます。ほとんどが県レベルの対策で、いわゆるがん病院をつくれとか、がん専門医をふやせとか、そういうことでありますので、市においては今月号の広報にも出していただいておりますように、胃検診でがんストップという形で、がんに対する取り組みというのは末端の市町村では検診が大事になってくるんじゃないかと思ひますので、ぜひこの事業も進めていただきたいと思います。

それから3番目に、生活環境整備についてということでございますが、まず一つは道路整備

でございますが、瑞穂市内を走っている県道岐阜・巣南・大野線とか、中山道五六橋より樽見線美江寺駅南までの道路、それから旭化成の北側を通っている道路でございますが、これの花塚橋から樽見線の十九条駅の南までの県道、一部市道もあるかと思いますが、これらの交通量が非常に多く、事故の危険性があるということで、歩道をぜひ設置していただきたいということと、今、バイパスとして建設されている岐阜・巣南・大野線の重里地内、それと森地内のあそこら辺は将来大野インターができるということで接続の道路だと思っておりますが、それらの進捗状況はどのようになっているか、お尋ねしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 都市整備部長 松尾治幸君。

都市整備部長（松尾治幸君） 山本議員さんの道路整備についてお答えします。

主要地方道岐阜・巣南・大野線につきましては、市にとっては重要な幹線道路でありますので、県に対して、早期完了していただくよう期成同盟会から毎年要望を出しておりますが、一部地権者の同意が得られない箇所がございますので、今後も御理解を賜れるように努力していきながら進めていきたいと考えております。

御指摘の中山道の五六橋から樽見線美江寺駅南までの歩道・車道の分離につきましては、既に主要地方道岐阜・巣南・大野線バイパスにつけかえ工事として整備されておりました、今のところ、地元要望も現時点ではございませんので、県、市では本路線については計画はございません。

旭化成を通っている道路の花塚橋から十九条駅南までの歩道設置につきましては、県道穂積・巣南線でありますので、県に対して毎年要望してまいりますので、今後も早期着手していただくよう要望してまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

また、一部市道部分につきましては、早期に着手していきたいと考えておりますので、今後とも議員の御協力をよろしく願いしまして、答弁とさせていただきます。

〔13番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 山本訓男君。

13番（山本訓男君） その次に、犯罪とか交通事故を少なくするために、まちとしての取り組みをお尋ねしたいと思います。

まず、警察官をふやしていただくとか、穂積の警部補派出所を警部派出所に格上げしていただいて、警察官の増員とか、警察官OBの方に常駐していただくようなシステムは今どのようになっているかということと、それから、犯罪を抑止するために、市長はナトリウム灯を全市につけるといって見えますが、これは奈良県だったと思いますが、一つの例として、青色の街灯をつけたら犯罪抑止ができたという事例があるんですが、こういうのを付ける予定なのか、調査をされる要望なのか、青色やで最初はおかしいという感じの人もあったみたいですが、実際つけてみると犯罪が結構減ったという効果があるということで、人の集ま

るところが重点的になると思いますが、そういうのをやっていただいたらどうかと思います。

それと、交通事故の防止は、運転者の責任ではありますが、道路構造による事故も結構あると思いますので、それも含めて、犯罪防止、事故防止にぜひ取り組んでいただきたいと思います。

それからもう一つは、これも近隣の市町では既に実行されておるんですが、パトロールカーに青色の回転灯をつけて、例えば市内の連絡車とか、いわゆる公用車につけて巡回をしていただきたいと思います。特に、朝は集団通学で子供たちもまとまって行くんですが、下校時はばらばらになっていくもんで、どうしても一人になる子もある可能性がありますので、そういう子たちを守るためにも、ぜひそういう巡回車を出して、進めていただきたいと思います、このように思いますので、よろしくをお願いします。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） お答えをさせていただきたいと思います。

非常に前向きないろんな御質問をいただいたところでございます。

まず警察官のことでございます。この瑞穂市、旧本巣郡内、北方警察署管内の中におきまして、犯罪とか交通事故、こういう関係は半分以上は本当に瑞穂市でございます。本当に北方警察署へ行きますと恥ずかしい思いをしておるところでございますけれども、そういう中におきまして、いろいろ今後取り組まなくてはいけないと思っておりますが、警部補派出所を警部派出所とか、こういったことにつきましても、私、まだ就任早々で、そのことまで頭に入れておりません。いい御質問をいただきましたので、早速そういったことについてもいろいろ調査をしてみたいと思っております。

防犯の関係で、青色の防犯灯、犯罪が減っておるというようなことをお示しいただきました。こういったことにおきましても、所管の方で一度調査をさせていただくように指示をしてみたいと思っております。いろんなことに御提言いただきましたこと、私どもとしましても調査検討をしてみたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

〔13番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 山本訓男君。

13番（山本訓男君） どうもありがとうございました。これで一般質問を終わります。

議長（藤橋礼治君） ここで、議事の都合によりまして暫時休憩をとります。

休憩 午前9時46分

再開 午前10時03分

議長（藤橋礼治君） ただいまの出席議員は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

19番 西岡一成君の発言を許します。

西岡一成君。

19番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

堀市長に対する最初の一般質問でございます。

私は、3点御質問を申し上げたいと思います。1点目は、堀市長のマニフェストについてでございます。2点目は、前松野市長の固定資産税の未納問題についてであります。3点目は、住民税の増税に対する認識と救済措置についてでございます。

私は議会人でございます、住民の福利の向上のために行政を厳しく監視していくのが重要な仕事でございます。そして、それが住民の負託に誠実にこたえることだと認識をしております。したがって、松野幸信市長であれ、堀孝正市長であれ、私の行政に対する基本的姿勢にいささかの揺るぎもございません。清潔、公平、公正、透明で、住民が主人公の市政を実現するための施策であれば賛成をいたしますし、それに敵対するものであれば断固として反対をいたします。自分たちが擁立をした市長だから、あるいは与党だからと、思考停止的に何でも賛成、こういうことでは議会人としてのとるべき態度ではないというふうに考えております。

さて、堀市長のマニフェストでございますけれども、選挙のときだけの絵にかいたもちではだめでありまして。また、実現可能性のない政策を並べ立てるだけでは、有権者に対する選挙詐欺、こういうことになるわけでありまして。以上、前もって私の基本的な立場をはっきり申し上げておきたいと思っております。具体的質問につきましては、質問席に移らせていただきます。

まず、昨日の一般質問を踏まえまして、堀市長が、御自身のマニフェストの中で言い足りなかった部分、あるいはもう少し自分の見解について、突っ込んで申し上げたいということがございましたら、まずもってこの場で具体的に明らかにしていただきたい。それを踏まえて、また質問をさせていただきたいと思っております。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） きのうの一般質問等々を通じまして、御質問に対して言い足りなかったことがあったかなかったかということでございますが、実は、はっきり申し上げまして、私、このたびこうやって市長選に出させてもらいました一番のあれは、議会人として、この瑞穂市の将来の新都市構想の中で最もなされていない、おくれておる下水道の整備、なぜ下水道かといいますと、下水道は生活文化のバロメーターでございます。全国1億2,700万の人口のうち、もう既に1億人の整備がされておるわけでございます。それは全国平均80%を超えておるわけでございます。岐阜県の平均も79.4%で、国に近い。ところが、この瑞穂市、残念ながら37.7%。この実態が、議会で幾ら市政に議会人として言いましても、全く反応がないわけでありまして、そのことを市民の皆さんに、こんな実態である、おくれておるということは、全く情報公開がないわけでありまして。これが、私の今回出させていただいた一番のことでございます。

そういう中で、きのう、下水道の質問をいただきました。もちろん下水道だけではございません。一事が万事で、私は情報公開を徹底したい。情報公開といいましても、今申し上げた一般的な、先ほどの山本議員の質問にもございました。子育てのそういった一部分のことにおきましても、情報公開、このまちはこういうことについてはこんなふうですよ、こういうことをよくわかるように、もっともっと出せるものは幾らでも今の情報公開条例の中でできるわけでございます。情報公開等、やはり議会の中から幾ら言ってもだめでありますから、この流れを変えなくてはいけないということで、実は出させていただいて、そして幸いにもこの4月の統一地方選挙からマニフェストが解禁になりまして、法的に認められることになりました。ですから、私はこれに掲げまして、自分の考えを示して、そして市民の皆さんの意見を聞いて、さらに職員の意見を取り上げて、まさに市民のための行政を推進してまいりたい、そういう決意で出させていただいたわけでございます。そのことが、改めて申し上げたくて、今、この席に立たせていただきました。よろしくお願いを申し上げたいと思います。

〔19番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） ちょっと事務局、これ、イヤホンが全然聞こえない。これ、また直してくださいね。答弁が明確に聞こえないもんだから、ちぐはぐになっちゃって、自分の勝手な意見だけ言うことになりかねませんので。

議長（藤橋礼治君） ちょっと休憩をとります。

休憩 午前10時13分

再開 午前10時15分

議長（藤橋礼治君） ただいまの出席議員は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

西岡一成君。

19番（西岡一成君） まことに申しわけございません。マイクのイヤホンの方が全く入りませんので、執行部の答弁を十分に受けとめることが残念ながらできませんので、ちょっとちぐはぐな議論になろうかと思えますけれども、ちょこっと聞こえた部分だけ踏まえて、質問を継続させていただきたいと思えます。よろしゅうございますか。

今、市長からの答弁の中で、情報公開の問題についてお話があったかと思うんですけれども、今までに比べて、情報公開をしていくという方向の話がなされたのではないかというふうに受けとめておりますけれども、具体的に、今まで私は情報公開請求をする中で明らかにされなかったこと、例えば予定価格の事前公表の問題がございます。さらには、積算単価の問題とか、あるいは下請業者の資材の納入価格が真っ黒けで墨塗りをされている。こういうことがあったわけでございますけれども、基本的には、住民の税金がどこへどのように流れているか、それをきちっと追跡できる。それがやはり住民の知る権利ではなからうかというふうに思うわけで、

そして、それを担保するのが情報公開条例ではないかというふうに思っておりますけれども、今、私が申し上げました3点の具体例につきまして、今後、市長は公開をしていくのかどうか、その点について、まずお聞きをしておきたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） お答えをさせていただきます。

でき得限りの情報公開をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

〔19番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 情報公開をしていくという答弁でありますか。

市長（堀 孝正君） でき得限りの情報公開をさせていただきます。

〔発言する者あり〕

19番（西岡一成君） 今、事務局長の方から、自席で質問をさせていただくと。議長、よろしゅうございますか。

議長（藤橋礼治君） 自席の方へかわっていただいても結構でございます。

19番（西岡一成君） ありがとうございます。あちらの方が聞こえますので。失礼いたします。

あと、市長の政治姿勢について、確認をさせていただきたいと思います。

私は市長選挙の候補者として堀さんを担いだわけでありまして、率直に申し上げまして、私の周辺の一部にも大変当初厳しい批判があったのも事実でございます。どういうふうな意見が出されたか。これは、住民の生の意見そのものでございます。堀さんの評判が大変悪いとか、堀さんもしょせん利権屋、松野さんでも堀さんでも一緒。あるいは巢南町長時代に新駅建設に絡んで、駅前の土地を買い占めて、それが原因で不信任決議を出されて、やめたんだ。さらには、堀さんは何をするかわからない。松野さんよりも悪い。選挙も惨敗だ。こういう意見が私に寄せられたわけでありまして。私は、これは住民の声をそのまま紹介させていただいたわけでございますけれども、その批判に対しまして、私は、その人たちに、あなたが聞かれた範囲内の一部の人たちの意見だけで判断をしてはいけません。住民意識の流れは、松野さんの56年体制を変えたいと望んでいる。視野を狭くして情勢判断を誤ってはいけません。堀さんで勝てる。過去の誤った行為は自己批判をしていただき、住民の側に間違った誤解がもしあるのであれば、事実を明らかにして、その誤解を正していただく。その上で、松野幸信市長が重視してこなかった政治倫理の確立、利権政治の一層、子育て支援の強化、老人福祉の充実、生活基盤のおくれの整備などについて、同じ立場で堀さんに頑張ってもらいたい。このように説得を行ってきたわけでございます。

そこで、改めて堀市長に確認をしておきたいと思っておりますけれども、新駅建設に絡む土地の買

い占めなど、過去の御自身の行為に対して、どう認識しておられるのか。さらには政治倫理や利権政治に対する認識をお聞かせいただきたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） お答えをさせていただきます。

私の過去の行いによりまして悪い点があるとしたならば、素直に反省をさせていただき、その信頼を取り戻すべく、疑惑の持たれない行動姿勢で、全身全霊を打ち込んで、信託をいただいたマニフェストを初めといたしますすべての行政推進に最大限の努力をさせていただき所存でございますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。そういう中におきましての政治倫理の条例、こういったものもきのうの一般質問でもございました。いち早く条例化をして、取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げて、答弁とさせていただきます。

〔19番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 今、具体的には、政治倫理をいち早く取り組んでいきたい、こういう答弁をされました。そして、全身全霊で頑張っていきたい、こういうことでございます。

それで、もっと具体的に、マニフェストの中身につきまして、それが実現をしなかった場合、そして、今申し上げました政治倫理の条例のみならず、みずからの行いにおいて、その条例の中に規定された内容を逸脱する行為をしたような場合には、あるいはもっと厳しく言うなれば、そういう誤解を招くような、あるいは疑惑を招くような行いをしたときには、直ちに辞職を潔くしていただく、そういう決意が実は今答弁をされた全身全霊で取り組む、こういうことの具体的なあらわれではないかというふうに私は思うであります。それが政治倫理の具体的な中身でなければならない。そここのところに、きちっと焦点を絞った行動をこれからやっていただきたいというふうに私は思っております。特に私は、支えた人間といたしまして、それは住民に対する裏切り行為でありますので、絶対許すことはできません。それは人がいいとか悪いとか、そういう次元の問題ではございません。そのことを明確に申し上げておきたいと思っております。ですから、そういう行いがあったときには、潔くやめる決意で今の答弁をされたかどうか、そのことについて、この場で確認をしておきたいと思っております。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 政治倫理、必ず確立させていただきます。それに基づきまして、そういった疑惑が持たれるようなことがありましたら、潔く辞職をさせていただき、このことを議会の皆さんにもお誓いを申し上げまして、私の答弁とさせていただきます。

〔19番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 今、答弁上いきましたけれども、これから具体的に政治倫理条例の内容を具体化していく作業に着手をするわけでございますけれども、今の言葉を全住民に対する答弁として、絶対裏切らないように肝に銘じていただきたい、このように申し上げながら、次の質問に移らせていただきたいと思います。

松野前市長の固定資産税の未納問題についてでございます。

本件につきましては、平成16年第3回定例会、同年第4回定例会、それから平成17年第1回定例会、第2回定例会、第3回定例会でも取り上げてきたところでございますけれども、どういう内容であったかをここでもう一度整理をしておきたいと思えます。

前松野幸信市長が当時所有していた別府1182番地1の土地、現在バスターミナルになっている場所でございます。その固定資産税につきましては、瑞穂市税条例第71条により、固定資産税の減免は所定の減免申請をしなければ減免されないという規定があるわけでございますけれども、昭和53年3月18日の1回だけ減免申請を出しただけで、その後は減免申請の手続をしないまま、ずうっと減免扱いをしていた、そういうものでございます。したがって、これは市税条例第71条違反であり、行政のトップが条例に違反しても何も責任をとらない。これでは行政に対する市民の信頼はどうなるのか。はじめをつける意味でも、穂積町時代を含め、せめて行政のトップについていた期間分の固定資産税を支払うべきだというのが私の基本的な主張であったわけでございます。

これに対し、前松野市長は、平成16年第4回定例会で、「手続がなされていないケースにおいては当然課税をすべきであると認識しております」、このように答弁をされております。また、平成17年第1回定例会でも、「私自身はこの問題については支払ってもよいという考え方を持っております。これを寄附でということになりますと、新聞の記事にもありますように、要するに公選法の問題が絡んでまいりますので非常に難しいということで、動きがとれないというのが現状でございます」、このように答弁をしているところでございます。

そこで、まず執行部に確認をしておきたいと思えます。前松野市長の固定資産税の問題については、前松野市長の答弁を含めて、今、私が申し上げた事実経過に間違いはございませんでしょうか。まず確認をしておきたいと思えます。

議長（藤橋礼治君） 総務部長 新田年一君。

総務部長（新田年一君） 固定資産税の減免についての西岡議員の御質問の内容ですが、ただいま、当初の減免申請から、その後の手続、あるいは一般会計での質問、答弁につきまして経過報告がありましたけど、内容については相違ないというふうに承知しております。

〔19番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） ただいまの新田総務部長の答弁で明らかなように、今、私が申し上げ

た事實は、まさに事實であるということが確認をされたわけであります。

そうなりますと、問題の解決は簡単ではないでしょうか。本人も支払うというふうに言っているわけでございます。議事録に答弁が残っているわけでありますから、言った、言わぬ話にはなりません。肅々と賦課徴収をすべきであります。また、もはや松野幸信氏は市長ではございません。公職選挙法の寄附の禁止規定にも抵触しない立場になられたわけでございます。したがいまして、平成17年第1回定例会で答弁されましたように、公選法の問題が絡んでまいりますので、非常に難しいということで、要するに動きがとれないというのが現状でございますなどとの心配は御無用になっているわけでございます。したがいまして、今申し上げましたように、賦課徴収をするのが常識的な流れじゃないか、このように思うわけでございますけれども、堀市長の見解を求めるものであります。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） お答えをさせていただきます。

現在、いろんな過去の一般市民の皆さんの滞納の関係で厳しい措置を講じております。そういう点もかんがみながら、前松野市長の答弁を尊重させていただくならば、やはり課税徴収するということになるかと思っておりますので、担当とその方向で調整をさせていただきたいと思っております。答弁とさせていただきます。

議長（藤橋礼治君） 総務部長 新田君。

総務部長（新田年一君） 先ほどの西岡議員の御質問についての答弁なんですが、申し開きをするという意味ではありませんが、事実確認のお尋ねがありまして、それにつきまして間違いないというふうな回答をさせていただいたわけですが、先ほど市長からの御答弁もありましたけれど、この件につきましては、課税担当としましては、固定資産税の減免申請につきまして手続的な問題であるというふうに、事務上の問題としてとらえておるとい回答をこれまでもしてきておりますが、この考え方については現在に至っても変更がないというような判断をしております。

当該土地につきましては、地域において、住民の要請に基づきまして不特定多数の方々に使用されてきたというのも事実でありまして、現況も課税担当の方で確認をしておりますが、従来から公共性を認めてきたというような事実が引き続き行われておったということで、手続上の問題は漏れておったということはありませんけれども、引き続き減免をされてきたという事実に基づきまして、課税はしておりますけれども減免の措置をしてきたというような判断をしております。減免の申請の手続につきましては、故意に本人が怠ったというのではなくて、課税担当の方もそのものの減免申請の手続を促さなかったというような過失もあると思っておりますけれども、遡及をして課税をすべき内容ではないというふうに考えております。以上でございます。

〔19番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 今の新田部長の答弁は市長の答弁と違うんですね。

前の幸信市長のときも、幸信市長は払うと言う。事務方は、今、新田部長がやや省略的に答弁をなさいましたけれども、手続上の問題であるから、脱税をするという故意がなかったから、払わなくてもいいんだ、こういう答弁だったわけですね。ですから、前も今もこういう状況で、果たして住民の税金を平等に負担していただく、あるいは賦課徴収をする。公平性の観点から見たときに、圧倒的多くの人たちは、サラリーマンもそうですけれども、国の決めた法律の手続にのっとって税金を賦課徴収されているわけでありまして。住民においても、圧倒的多くの方たちが賦課徴収をされているわけです。

ところが、明確に市税条例の第71条は、固定資産税の減免について以下のように規定をしております。第71条、市長は次の各号の一に該当する固定資産のうち、市長において必要があると認めるものについては、その所有者に対して課する固定資産税を減免する。1. 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産、2. 公益のために直接専用する固定資産、3. 市の全部、または一部にわたる災害、または天候の不順により著しく価値を減じた固定資産、4. 前3号に掲げるもののほか、特別の事由があるもの。こういう形で71条の1項は4号規定をしております、今申されておる公共の用に供するという点でいえば、4号を適用したというふうに私は思っておるわけでありまして、2項は、さらに次のように規定をしております。前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとするものは、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。1. 納税義務者の住所及び氏名、または名称、2. 土地にあっては、その所在、地番、地目、地積及び価格、以上について、固定資産税を減免する場合の規定が、極めて詳細に厳しく厳格に規定をされておるんです。ということはどういうことかといいますと、この要件がかなって、今申し上げたそれぞれの号の条文の規定を一つ一つクリアして初めて減免をされるんだということでありまして。つまり裏返せば、固定資産を持っている人は、固定資産を払うのがまず原則だということなんです。だから、みんな、それぞれ払っておるんです、圧倒的多くの人が。例外なんです。例外だから、具体的に厳格な規定を置いておるんです。

それを、今の新田部長の答弁からいいますと、過失だからやらなくてもいいんだと。そんなええころかげんな対応を、住民が汗水流して働いて納める税金に対してそういう姿勢をとるならば、私は住民の納税意識というもの、行政に対する信頼というものがどうなっていくのか、このことを強く申し上げたいと思う。行政というものは非常に官僚的であります。前に1回答弁したことをオウム返しで、全く先ほどの私の言葉を使えば思考停止的に繰り返しただけ。新しく生まれた事態に対して、原則に立ち返って考えたらどうなるのか。そういうことをもう少

し主体的に考える職員になっていただかないと、そのような硬直した頭では、そしてこういう厳格な規定があるにもかかわらず、単なる過失だから賦課徴収をしないんだ。そして、市長の答弁と違う。こういうことでは、住民の信頼を獲得することはできないと思う。今、私が申し上げました71条第1項の1号から4号まで、そして2項の規定についての私の解釈について誤りがあるかどうか、新田部長にもう一度確認をしておきたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 総務部長 新田年一君。

総務部長（新田年一君） 市税条例の減免規定に基づきます税条例第71条の内容につきましては、西岡議員の方から先ほど説明がありましたとおりの手続を規定しております。ということでありまして、当初の減免申請が出ました昭和53年のとき以来、現況確認ということで課税課が現況宅地、使用の内容を確認した結果、減免申請がそのまま継続利用に該当するということで判断をして、これまで来ておりますので、条例の規定につきましては相違ないというふうに理解しておりますが、実際の現況課税をして減免措置をしてきたという事実でございます。

〔19番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 今、新田部長が答弁をされましたけれども、ですから、そういう判断ではいけないと言っておるんです。そういうオウム返しのような判断であってはいけないということなんです。例えば固定資産税の減免についてのさまざまな判例等については、調べて言っておるんですか。それ、教えてください。

議長（藤橋礼治君） 総務部長 新田年一君。

総務部長（新田年一君） 判例等は調べておりませんが、課税の遡及適用というのが地方税法の中にございますけれども、本件につきましては、3年間遡及するというふうな適用に該当する案件ではないというふうに解釈をします。

〔19番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） もっと具体的に判例等を調べながら方針を決めていただきたいと思うんであります。例えば固定資産税賦課徴収懈怠違法確認等請求事件、東京高裁平成10年（行コ）92号、11年9月21日、民事21部判決、こういうものがありますけれども、これは野木町というところの事例なんですけれども、野木町税条例72条2項は、その性質が税の減免であるか、課税免除であるかを問わず、同条1項各号のすべての場合に同条の固定資産税の減免を受けようとするものの申請を要求している。中略です。したがって、この規定が置かれた以上は、税の減免のみならず、課税免除の性質を持つものについても、右の申請がない限り、同条の固定資産税の減免は行うことができないものと言うべきである。こういう明確な判例があるんですよ。ほかにもあります。ほかにも同じような事例の判例は、札幌地裁、あるいはその他の地裁

段階でも出ております。ですから、そういう問題が起こったときには、きちっと出るところに出て、社会的常識の物差しを当てはめたらどうなったかということの結果を調査研究して、それから方針をする。政治的な立場で、そのときの力関係で物事の真理、事実というものをそれこそ故意に歪曲するようなことがあっては断じてならんわけでありまして。そういうことに何十年間の間、なれ切っちゃっている。そういうものをいかに解体していくか。それぐらいの主体的な職員の意識がないならば、今のような固定したような頭でとどまっているならば、これからの21世紀の新たな瑞穂市を創造することはできません。運営をすることはできます。創造することはできないのであります。そのことをしっかり踏まえていただかなければならんと思うのであります。

判例を調べていないと言っておりますから、今、私がここでこういうことを言っても、新田部長も一生懸命まじめで頑張っておられた方でございますので、悪意を持って言っているわけではないと十分思っております。ですから、私も、新田部長を個人的にいじめるとか、そういう気持ちは毛頭ございません。我々議会人も含めて、同じように共有しなければならない問題意識はどこに置かなければいけないのか、そのことの確認作業をさせていただいておるわけでございます。ですから、今、私が申し上げましたことは、もう3点目の答弁もいただかなきゃなりませんので、もっと早く終わる予定だったんですけども、この点については、さらに今後、執行部との間で具体的に協議を進めてまいりたいと思っております。

したがいまして、遅くなりましたが、あと3点目であります。住民税の増税に対する認識と救済措置についてでございます。

6月から定率減税の全廃、税源移譲に伴いまして、住民税が大幅に増税をされております。実際問題、私も個人的に自分がどれだけ上がったかということを見たんでありますけれども、6月に送られてまいりました納税通知書は、23万4,000円が合計の住民税の税額なんです。去年はどれだけであったか。そんなに所得が変わっているわけじゃないと思うんですけども、9万円台なんですね。9万円台から23万円台になってしまった。びっくりしておるわけですよ。ですから、今、新聞で、あるいはテレビで見えていますと、全国でお年寄りの年金生活者の方も含めて、住民税が物すごく高くなったと。一体どうなっているんだ。これは間違いじゃないのかというような相談が窓口非常に多く寄せられている。こういうふうなことが言われております。ですから、本市におきましては、この定率減税の全廃、あるいは税源移譲に伴って、具体的にどういうふうな増税状況になっているのかにつきまして、御報告をしていただきたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 総務部長 新田君。

総務部長（新田年一君） 自席で失礼をいたします。

地方分権を進めるために、三位一体改革の中で、西岡議員御指摘の交付税である所得税から、

地方税であります個人住民税への総額約3兆円の税源移譲が行われたわけでございます。これによりまして、具体的には、ことし1月から、所得税にあっては減額、それから住民税にありましては6月から増額というような配分の采配が実施されたというような税制改革でございます。

瑞穂市での個人市民税を試算しますと、税源移譲による住民税の影響額といたしましては、所得税につきましては、従来4段階ありました税率が6段階に変更になったと。住民税にありましては、3段階ありましたのが一律10%課税に増額になったというような内容になっておりますが、具体的な数字で試算をしてみますと、平成19年度の市・県民税の税源移譲前の従来の税率で計算した場合と税源移譲後の税率で計算した場合の比較ということになりますが、市民税で4億2,700万円の増額、県民税で8億2,000万円余りの増額、合計、市・県民税、いわゆる住民税としまして12億4,600万ほどの増額になっております。これに加えて、定率減税というのがありまして、これにつきましては、平成17年分まで20%、18年分につきましては10%の所得減税というのが、従来景気回復の一環として平成11年分から実施をされてきたわけですが、今回これが廃止になったというような影響額がありまして、こちらで試算しますと、定率減税の廃止分の影響額として1億1,100万ほど、市民税でこの分が増額になっております。税源移譲の分とこの定率減税を合わせまして、市民税の増額分としまして5億3,900万円が平成19年度地方への税源移譲ということで、税収の増額になっております。

こうした税源移譲の一方、地方への税源移譲の実施によりまして、国から地方に交付されます地方譲与税というのが市の方に減収補てん分として交付されるわけですが、このうち、所得譲与税におきましては3億5,200万円の減少、それから地方特例交付金のうちの減税補てん特例交付金というのがございまして、こちらの方が1億5,900万ほどの減収、合わせまして、地方への税源移譲によりまして、こうした税制改正による、従来からありました地方譲与税の減額分としまして、合計で5億1,100万と試算をしております。合わせまして、税源移譲と地方への交付金の額を相殺しますと、2,800万ほどの市民税の増額に差し引きなってくるというふうに試算をしております。

地方分権を進めるために税源移譲が実施されたということで、基本的には所得税と住民税合わせた税負担というのは変わらないということではありますが、先ほど御説明しましたように、定率減税の廃止というのがありまして、この分が実質的には税負担につながっている結果になっております。

また、所得変動に係る経過措置としまして、平成18年分の所得税につきまして、18年分の所得税が発生したものの、19年分の所得では、いわゆる所得税が発生しない程度しか所得がない個人の住民税、要するに定額所得の階層につきましては、所得変動による経過措置というのがとられまして、この効果を受けずに、住民税はふえることとなる方が若干出てまいります。こ

の救済措置としまして、本人から平成20年7月中に税の還付申請をしていただくという手続が必要になってきますけれど、こうした減額効果を受けずに、住民税の全額還付を受けるというような、住民税は翌年度に課税になるということになりますので、この所得の格差を埋めるという税制措置で、税額の還付を受ける手続というものが新たに設けられております。以上でございます。

〔19番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 時間がございませんので、はしょって申し上げますけれども、要するに小泉政権の三位一体改革とは、結局のところは、地域住民、一番生活の本拠地である地域の住民に税金を負担させる増税路線なんです。平成17年に配偶者特別控除が廃止をされた、38万円。老年者控除の廃止48万円、公的年金控除の減額が20万円。地域の住民の生活がどこからどういう方向に進んでいるのか。どんどんどんどん首を絞められている。税源移譲などというのは、格好いい言葉だけ。中身は、国民の中でもとりわけ弱い人たちの生活をより一層厳しい状況に追い込んでいる、結論はそういうことなんです。具体的に確認をしておきたいと思えますのは、今、新田部長の中からお話がありましたように、この地方税法の改正に伴って収入が激減した人の一部を救済するための経過措置の問題ですね。これはあるんですけども、これは来年の7月1日から31日までの間に本人が申請をするという申請行為ですよ。ですから、そのことを事前に前倒して、周知徹底を住民にさせていただきたいと思えます。なかなかわからない、住民は。繰り返し繰り返し、その手続をしなければ、今まで5%の人は5%の住民税で軽減されませんよということを周知徹底していただきたいということが一つであります。

それから、この経過措置というのは、ことしの収入が昨年に比べて大幅に減少したものの、ことしの所得税がゼロにならない人は救済の対象外に置かれているわけでありまして、そういう人たちをどう救済するかということについての問題意識を持っていただきたいということでもあります。というのは、本市の市税条例は第51条があるわけですけども、これを見ますと、市長は次の各号のいずれかに該当するもののうち、市長において必要があると認める者に対し市民税を減免するということで、1. 生活保護法の規定による保護を受ける者、2. 当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者。またはこれに準ずると認められる者。あとは学生及び生徒。民法第34条の公益法人、精算中、または6ヶ月以上引き続いて事業を中止中の法人、6号で、全各号に掲げるもののほか、特別の事由があるものという規定があるんですね。結局、所得が皆無になったか、著しく困難になったものか、これに準ずると認めるものか。準ずると認めるものとは一体どういう状態なのか。特別の事由があるものとはどういうものなのかということは、非常にその時々の方の裁量にゆだねておる。つまり達観的な規定ではない状況があるわけですね。ですから、もっとほかの市の状況、

横浜市とか京都市、川崎市、名古屋市等々を見てみますと、前年の所得が全くない、あるいは失業のほかに、所得が150万円以下の場合はどうだとか、145万円以下の場合はどうだとか、もっと減免規定の基準というものを細分化しておるんですね。そのことによって、全く所得がない人の場合にも、この減免規定が適用される、どっちかという思いやりのある優しい規定になっておるわけであります。ですから、国保の減免規定とも連動いたしますけれども、ぜひ執行部におかれましては、今の国の経過措置に当てはまらない、しかし生活が大変苦しい。去年までは、12月31日までは会社に勤めていた。1月1日からやめた。年金生活だけになった。500万円あった収入が150万になった。これで生活していかなきゃいけないというような状況の人たちもいっぱいいるわけでありますから、そういう住民に対して、市として、どういうふうに対応していくのかということについて、現在のこういう第51条の規定では不十分であります。ですから、こういう規定も、今申し上げました国保税の減免規定の見直しとあわせて、執行部において、ぜひ検討していただきたい。そのことだけ申し上げたいと思います。市長、答弁をお願いいたします。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 私からお答えを申し上げたいと思います。

きのうの一般質問でも申し上げておりますが、人に対する思いやりを大事にした市政を実現するのが私の基本的立場でございます。そんな中でございますけれども、近隣市町村の状況も調査をしながら考えていきたいと、このように思っております。いましばらくの御猶予をいただきたい。

議長（藤橋礼治君） これで西岡君の持ち時間は終わりましたので、次に、8番 熊谷祐子君の発言を許します。

熊谷君。

8番（熊谷祐子君） 議席番号8番、会派改革の熊谷祐子です。

議長のお許しを得まして、一般質問を始めます。

私の本日通告いたしました項目は3点でございます。1番、市民の声の聞き方（広聴）について。この広聴の「こう」の字を間違えました。「公」と書いてありますが、「広」という字に訂正したいと思います。それから2番は、ホームページの充実について、3番、学童保育について今後の見通し、以上3点でございます。

あと質問席で1番から質問をさせていただきます。

まず最初に、広聴、広く市民の皆様の声を聞くということについて質問させていただきます。

堀新市長におかれましては、6月議会冒頭の所信表明でも述べられましたとおり、マニフェストによる初めての画期的な市長選挙で、56年ぶりに松野市政からの変革を勝ち取られ、瑞穂市長として6月1日より就任されました。

マニフェストによりますと、これまでの議会や住民の声には全く耳を傾けない、場当たりのワンマン行政をマニフェストで厳しく批判されました。そして、市民の声を十分反映させ、透明性・公平性のある行政の推進に変えていくことを明記されていらっしゃると思います。具体的なところには、行政の仕組み、流れを変えるとして、市民参加のまちづくり、情報公開の徹底、企画段階からの市民参加を保証すると書いていらっしゃると思います。この基本的な姿勢が市民に支持され、瑞穂市を変えたいと願う市民に、このまちのトップとして選ばれたものではないかと私は思っております。

そこで、まず最初に、瑞穂市は、今後どのような方法で積極的に市民の声を聞こうとしているのか、ここで新生瑞穂市の姿勢を明らかにしていきたいと思えます。

そこで、市長公室長にお尋ねいたしますが、広聴、広く市民の声を聞く方法として、今あるものを教えていただきますようお願いいたします。

議長（藤橋礼治君） 公室長 広瀬幸四郎君。

市民公室長（広瀬幸四郎君） 熊谷議員さんの御質問にお答えします。

今あるものということで、現在市民の皆様から聞く手段としては、市役所の玄関口にあります提案箱、インターネットを利用されますEメール、それからはがき、あと各種審議会の委員さんの御意見を聞きながら、御意見を聞いております。以上でございます。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

8番（熊谷祐子君） 提案箱、メール、郵送ですね。あと審議会と、四つお聞きしましたが、事前に窓口でお聞きしたのは、まず窓口、来客、直接市民でお見えの方も見えますね。あと、電話、ファクス、以下、今言われました提案箱、メール、はがき、審議会等々という方法を設定してあるということでございます。

そこで、初めに確認をしたいのですが、この中で、文字として、文書としてあるものは、公文書として全部とじられますね。そうでないもの、来客、市役所に見えて直接窓口で話された分、それから電話、この二つでしょうか。これは必ず文書化しているのでしょうか。文書化しないと公文書にはなっていないと思えます。

議長（藤橋礼治君） 公室長 広瀬幸四郎君。

市民公室長（広瀬幸四郎君） 窓口とか電話につきましては、提案箱に用紙がありますので、それにお聞きしたやつを書いてやっております。また、そのほかにも、お話を聞いたものについて、そういうものはすべて目安箱の様式を使ってやらせていただいております。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

8番（熊谷祐子君） 市長公室で事前にお話を伺ったときには、ここはやっておりますと。ほ

かの課はちょっとわかりませんということでしたが、どちらでしょうか。全部やっているんでしょうか、どこの課も窓口も。

議長（藤橋礼治君） 公室長 広瀬幸四郎君。

市民公室長（広瀬幸四郎君） はっきりとお答えできませんが、一応苦情なんかにつきましては、特に市長に報告していかないと後々問題になりますので、それは各部なりでやっておると思います。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

8 番（熊谷祐子君） 大分ダウンしたと思いますが、やっていると思いますですか。あと、苦情なんかについてはということですが、要望についてもやっぱり記録に残すべきではないでしょうか。私は、16年、17年度に市民からの要望について情報公開請求しましたら、提案箱の分しかないというふうにお聞きしていますが、今、請求をもしましたら、電話の分も、窓口に来客の分も公文書として出てくるのでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 総務部長 新田君。

総務部長（新田年一君） 情報公開の手續の面から答弁させていただきたいと思いますが、先ほど公室長からも答弁ありましたように、電話、窓口の苦情等につきましては、庁舎内で処理簿といいですか、記録簿の様式を統一しておりまして、各部課職員等には様式のメール送信をしまして、記録に残すようにという指導はしておりますけれど、温度差がありますので、どの程度まで、100%かどうかということをおっしゃるとははっきりお答えができませんけれど、後々記録しておく必要があるというようなものについては文書化をして、各課で記録をし、決裁をとって処理をしておるというふうを考えております。

情報公開につきましては、文書で残すもの以外につきましても、目に見えないものにつきましても情報公開の対象になっておりますので、できるだけ後々窓口で情報公開の資料の提供について検索をしていただく、先ほどおっしゃるようになりますように公文書として残っているのかいないのかの判断が速やかにできるように文書化をするように各職員に指導していきたいというふうに思っております。以上です。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

8 番（熊谷祐子君） 漏れがあるのは仕方がないといいますが、あり得るだろうと思うんですが、基本的に文書化をしていただくと。これをやっぱり徹底する必要があると思います。私たちは、議員として、市民の代表としての仕事をしているわけですので、どのような声があるだろうということを、年間に、例えば情報公開請求しますと、大体 200件、提案箱だけで 200件あるわけですね。2年分とりますと 400件ございますので、これは、来客や電話のものも徹底

するようにと。そして、情報公開請求したときには、公文書として見せていただけるように。今までそれはありませんということでしたので、徹底していただき、残す必要があるという認識で仕事をしていただきたいと思います。

それで、ただいま御説明のありました方法につきまして、何件ぐらい、どういう内容があるかということをお教えいただきたいと思います。主な内容、主なものだけで結構です。

議長（藤橋礼治君） 公室長 広瀬幸四郎君。

市民公室長（広瀬幸四郎君） 種類がいろいろございますので、数の方ですが、今手持ちにあるものは平成18年度と平成19年度しか持っておりませんので、それでちょっと御勘弁いただきまして、平成18年度におきましては、苦情に関するもので69件あります。これは職員の対応が悪いとか態度が悪いとかいう問題があります。また、要望につきましては103件ありますが、主なものは、家庭ごみの焼却を禁止するようもっと徹底していただきたいとか、そういうことでございます。提案につきましては16件ありまして、これはバスなどの、今、みずほバスが走っていますね。もう少し乗降ボタンを使いやすくしたらどうかということです。そして、お礼の言葉として9件ありますが、これは、庁舎内の禁煙をやりましたね。それを実施していただいてありがとうございますというお礼が来ております。問い合わせ関係につきましては、ごみの分別について教えてくださいということで、そういうことでやっております。それが大体215件です。そして、19年度につきましても、おおむね似たような内容ですが、一応85件あります。以上です。

〔8番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

8番（熊谷祐子君） 今のは提案箱のことだけですか。

議長（藤橋礼治君） 公室長 広瀬幸四郎君。

市民公室長（広瀬幸四郎君） 市長の方へ決裁で回している分全部です。メールも入れましてすべてです。電話とか、ああいうのも入っている数字でございます。

〔8番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

8番（熊谷祐子君） すべてというふうにひっくるめて言われましたが、今後は、窓口で何件、電話で何件、ファクスで何件という、個別の統計もきちんととっていただきたいと思います。

最初に申し上げましたように、市民と一緒に瑞穂市をつくっていくという基本姿勢を瑞穂市の住民は大変期待しております。こういう声は、これからふえてくるだろうと思われま。早速市長室へ行きたいわという友達も見えましたが、ということで、この基本姿勢であると、広く市民の皆様からの声を聞きますという堀市長の基本姿勢を、広報のトップページでこういう方法がありますと。今までにお礼を出したと。たばこの分煙とかで9件あったというのは驚き

ました。何て市民の方は礼儀正しい方が見えるんだらうと思って驚きましたが、こういうような内容も載せて、つまり事後処理ですね。何件か定期的に載せていると思いますが、提案箱に。あれではなくて、特集を組んで、今後は市民の声を広くお聞きしたいと。どうぞお寄せくださいということ、過去のデータを載せながら広報でしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 公室長 広瀬幸四郎君。

市民公室長（広瀬幸四郎君） 御要望でしたので、市長かなと思いましたが、

8番（熊谷祐子君） 市長公室長をお願いします。

議長（藤橋礼治君） 広瀬幸四郎君から答弁してください。

市民公室長（広瀬幸四郎君） そういう点につきましては、十分検討して、研究して、行っていきたいと思っております。これは、あくまで公室長の意見ですので、よろしくをお願いします。

〔8番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

8番（熊谷祐子君） 私が、ただいま答弁をぜひ市長公室長にというふうに申し上げましたのは、各課のほかに、市長直属と申しますか、市長公室部局、市長公室長というのが瑞穂市にはありまして、この中に、秘書広報、広報課、これが広報（広く広める、知らせる）と広聴（広く聞く）という秘書広報課と、もう一つ、大変重要な企画に関する政策推進課、この二つを扱っているわけですね、市長公室というのは。そうしますと、市長がかわって基本姿勢が非常に変わったわけですから、各課、どの課も大事ですが、各課におかれましてはかなり具体的だと思えます、下水をやるとか、学童をやるとか。ですけれども、政策推進とか秘書広報につきましても市長の基本姿勢にかかわることですので、今、私がこれからきょう一般質問で申し上げるようなことは、市長公室として、これはちょうど2ヵ月前になるわけですが、基本姿勢が変わった市長のもとに、全体の基本姿勢に取り組まなければ、変えなければならないわけですから、改めてお聞きしますが、その自覚はありますか。

議長（藤橋礼治君） 公室長 広瀬幸四郎君。

市民公室長（広瀬幸四郎君） 一応自覚はありますが、市長のつくられたマニフェスト24項目につきまして、これから工程表とか、財源的な裏づけとか、そういうのをこれから各部で政策の中で考えていきたいと思っております。

〔8番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

8番（熊谷祐子君） 今の情報公開、情報の公開、広く聞くというのはありませんよね、24項目の中に。 に市民参加のまちづくりとあって、きょう私が取り上げていますのは、情報公開の徹底に近いと思うんですが、普通、情報公開の徹底といいますと、情報公開条例に基づくも

のですね。ですけれども、先ほど、西岡議員とのやりとりでもありましたように、基本的に情報公開でわざわざ公文書の開示を求めなくても、申請しなくても、基本的に出せる情報は出すということのをさっきも明言されましたけど、だから基本的姿勢と先ほどから申し上げているわけですが、このことについて申し上げているんで、その指示がなければやらないというのは違うと思って、その観点で申し上げているんですが、いかがですか。もう一度お願いします。

議長（藤橋礼治君） 公室長 広瀬幸四郎君。

市民公室長（広瀬幸四郎君） 基本的に公表できるものと公開できるものと区別してやらないとだめなんですね。例えば、予算書なんかは公表すべきものですから、前から指摘があるように、ホームページに載せてくださいということで、例規でも公表すべきものですから、例規は5月に載せさせていただきましたが、そういう公表すべきものは早く載せたいと思っております。ただ、公開できるものは、情報公開条例に基づいて請求いただきたいと考えております。

〔8番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

8番（熊谷祐子君） 私は本日は、再度申し上げますが、ごく基本的な情報公開条例とかによらなくても出すべきものについて幾つか提案申し上げたいんですが、その前に基本的に、これはもう市の基本姿勢を変えなければいけないという自覚のもとに、今後の課題ですね、こういう気持ちで取り組んでいただきたいという基本姿勢を最初に申し上げました。

具体的なことは、今、広聴については文書化することということを申し上げました。それから、広報のトップページで特集を組んでいただきまして、市民の声を広く聞きますと。こういう方法が現在ありますと。そして何件、こういう内容がありました。これからも皆様、どうぞ声をお寄せくださいと、こういう特集をしていただきたいと、二つ申し上げました。この点はできることに入ると思いますが、いかがですか。

議長（藤橋礼治君） 公室長 広瀬幸四郎君。

市民公室長（広瀬幸四郎君） これはできる範囲に入りますね。

〔8番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

8番（熊谷祐子君） よろしく申し上げます。

もう1点、今のことに付け加えますが、私は最近よく使うようになったんですが、ホームページからメールで市に2通りアドレスがありますね。各課に問い合わせのアドレスと、それから意見を出せるというのと二つありますが、問い合わせの方は、こちらの住所、氏名、アドレスも書かなきゃいけないわけで、私は正直に言って今まで使いませんでした。一般市民の方は、名前を出さなきゃいけないのというためらいがあったのではないかと思います。私もずうっとそういうのが議員になってからも残っていましたので、メールで問い合わせというのは控えて

いました。つまり個人名を出すことについては非常に怖かったわけです、瑞穂市は。個人名を出して堂々としていて、非常に私も追い詰められていったという経験をしておりますので、けれども、もう違うと。基本姿勢は変わったんだと。個人名を出しても、きちんと10日以内とはっきり書いてありますね。非常に丁寧なお返事をいただいておりますので、パソコン、インターネット、メールというのは、お勤めの方でも、土・日でも夜でもできるわけですから、これのいい点ですね。お忙しくても、メールでお寄せくださいと。このことも広報のトップページの宣伝の中にぜひ入れていただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

議長（藤橋礼治君） 公室長 広瀬幸四郎君。

市民公室長（広瀬幸四郎君） ちょっとプログラムのことは僕ははっきりわからないもので、また後から御返事させていただきますので。アドレスの関係でしょう。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

8 番（熊谷祐子君） ちょっと勘違いしていらっしゃるのではないかと思うんですが、メールで寄せるこういう方法がありますと。そのことも特にきちんと。そういうことです。

議長（藤橋礼治君） 公室長 広瀬幸四郎君。

市民公室長（広瀬幸四郎君） 今、ホームページをあけますと、意見欄の各セクションのところにアドレスがありますので、それで入れていただければ、意見欄を書いて、住所と名前と男女別なんかもあるところがありますが、それでやればできますので、その辺のところはまた広報なんかを使いまして、入れ方の手順というか、操作の仕方というのも、一つの方法で、媒体ですから、市長の方もいろんな意見を聞きたいということでやってみえますので、その辺、また考えてやっていこうと思っております。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

8 番（熊谷祐子君） 各課に二つアドレスがありますので、意見を出すだけのアドレスと、答えをもらいたいから、住所、氏名を書かなきゃいけないアドレスと二つありますということも含めて、PRのことを申し上げたんです。よろしくをお願いします。

次に、2点目のホームページの充実について、少し時間をかけたいと思います。

つまり市民協働の行政をつくると言いますけれど、市民の側に立ちますと、市からの、行政からの積極的な情報の公開、情報の量が多くなければ、何もわからない状態では要望も問い合わせもできないわけですね。情報に応じて、この点はどうなんだろうとか、ここをこうしてほしいという市民参加の姿勢が市民もできるものと思います。そこで、特にホームページの充実について取り上げたいと思います。

前市長も、ホームページは市の玄関であると。しかし、はっきり言って、瑞穂市のホームペ

ージはおもしろくないと言ってみえました。パソコン利用者というのは今何%ぐらいでしょうか、多くはないと思いますが、ホームページに情報を出しておきますと、データ、資料として、ホームページを使わない人、パソコンを使わない人にも、印刷をして、こういうふうになっているという説明はもらえる、出せるということです、ぜひ充実をしていただきたいと思います。

現在、ホームページは外注、委託されておりまして、ことしの予算は、ホームページ作成委託料が185万円、大体200万円。週1回更新という内容とお聞きいたしました。現状をまずお聞きしますが、どういうことを委託しているのか。委託すると、どういうことをやってもらえるのか。それから、市長公室としてはホームページのどこの部分にかかわっているのか。二つよろしいですか。委託内容と、市として直接ホームページのどこにかかわっているのか、その2点、現状を教えてください。

議長（藤橋礼治君） 市長公室長 広瀬幸四郎君。

市民公室長（広瀬幸四郎君） ホームページの中の内容の変更を委託しております。一応各課からまとめられたやつを、秘書広報課の方で発注するというか、委託しております。

〔8番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

8番（熊谷祐子君） 答弁漏れです。市の職員はどこにかかわっているのかということもお聞きしました。

議長（藤橋礼治君） 公室長 広瀬幸四郎君。

市民公室長（広瀬幸四郎君） 基礎的なデータだけをつくっております。数字とか、直すところのデータだけです。プログラムが入っているやつは委託業者をお願いしております。

〔8番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

8番（熊谷祐子君） 例えば、トップページをあげますとお知らせというのがありまして、ちょうど10項目出ています、お知らせ欄に。これの一番古い、10番目の一番下にあるのが2月ですね。今、6月。だから、4ヵ月間に10件しかお知らせが更新されていないと。それから、写真は1枚ですね。市長公室で直接お聞きしましたら、このお知らせ部分と写真の更新だけは市の職員がやっていると。あとはすべて委託の方へ回しているというふうにお聞きしましたが、そのとおりでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 公室長 広瀬幸四郎君。

市民公室長（広瀬幸四郎君） それでよろしいです。

〔8番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

8番（熊谷祐子君） つまり最新の素早いニュースに関するものは市の職員がやっているということですが、1枚しかない写真の更新は、最近はちょっと早くなりましたが、昨年8月5日の汽車祭りの後、何ヵ月待っても更新されずに、申し上げたんですが、ことしの1月の8日ですか、7日ですか、成人式の日、つまり半年も更新されていませんね。

もう1点、このお知らせ、10項目ある一番下に小さくその他の情報という欄がありまして、私は今回初めてここに気がつきました。物すごい小さく書いてあって、ここをクリックしたら、お知らせ欄と全く同じものが出てくるのはどういうわけでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 公室長 広瀬幸四郎君。

市民公室長（広瀬幸四郎君） まず、今持ってみえる写真の方につきましては、御指摘があったから、今、6月24日の水防のやつを今出しておりますし、その他の情報のところをクリックすると、最初の画面は同じ画面が出ますが、中へ入った画面にキーワード検索かなんかありますが、あそこのところに過去のお知らせがすべて入っております。このお知らせも、古いんじゃないんで、残しておくべきお知らせとか、そういう判断をして、古いやつも残しております。中へ入って、3月のお知らせはどれだったかということを確認できるようにしてあります。

〔8番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

8番（熊谷祐子君） キーワード検索をすると過去のが出てくるわけですか。それは書いていただかないと全くわかりませんね。普通だったら何年何月とかという見出しがありますよね。そこをクリックすると、そこが出てくるわけじゃないですか。それもない状態ですので、つまり大変不親切だと思うんですね。情報というのは、やっぱり親切に出すというふうな基本姿勢でやっていただきたいと思います。

200万円近く、185万円もかけて、こちらがつくったデータを更新していただくだけで200万円もかかるんですか。

議長（藤橋礼治君） 公室長 広瀬幸四郎君。

市民公室長（広瀬幸四郎君） 今回の予算で3月にお認めいただいたときに、ホームページの更新料は大体98万円ぐらいだったと思います。そのほかににつきましては、条例を載せるということで、また別の委託料が要りますので、その分と、あと予算決算を載せる予定でありますので、その予算も含めまして約200万ということをお願いしました。

〔8番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

8番（熊谷祐子君） 予算決算も実際は市の職員がつくるわけですよ。更新するだけで、掲載するだけで200万払っているというのは、非常に合点がいかないと思いますが、市でもできるのではないかと思います。そのほかに、これから市民に積極的に情報を公開していきたい

というふうに市長の姿勢が全く転換したわけですから、そのもとで、市長公室として、ホームページに関してどのような課題を今考えていらっしゃるでしょうか。もっとこういうふうにしていきたいというようなことはありますか。

議長（藤橋礼治君） 公室長 広瀬幸四郎君。

市民公室長（広瀬幸四郎君） ホームページはやっぱり情報発信の媒体ですので、もっとわかりやすくとか、いろんな考え方があるもんで、その辺十分検討して進めていきたいとは思っております。先ほど言いました、その他の検索の仕方にしても、今、わかりにくいことがあれば、今までの中のお知らせとか、そういう書き方もありますので、その辺は十分御意見を聞きながら進めていきたいと思っております。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

8 番（熊谷祐子君） 具体的なことで幾つか提案させていただきます。

今までもここの議場で一般質問で取り上げてまいりましたが、きょうから7月1日で、生涯学習の御案内というのが広報と一緒に各世帯に配られておりますが、この中に、ようやく市民団体のサークル活動団体が載るようになりました。今までは市が主催するものしかこの冊子にも載っていなかったわけです。一段と格の低い扱いになっておりますが、ポイントも小さくて、連絡の電話番号もないということですが、一応載るようになったことは前進だと思っておりますが、ホームページに普通の市は各市民団体の名前、活動内容、連絡場所、もちろん連絡場所に代表者名についてはオーケーがとれた団体だけだと思っておりますが、全部今はそういうことを各市は確認していると思っておりますが、これも依然としてホームページには載っていません。市が主催しているものだけですね。これを掲載するということについてはいかがでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 公室長 広瀬幸四郎君。

市民公室長（広瀬幸四郎君） それはここでは回答を控えさせていただきたいです。ちょっと研究させてください。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

8 番（熊谷祐子君） では、幾つか、こういうことを検討していただきたいというものを申し上げますが、まず自主的な市民団体を載せること。これはNPO団体ももちろん含みます。リンクもかけるべきだと思います、NPOに関しては。

2 番目に、図書館のデータベース化、非常にこれもおこなっております。県立図書館に行きまして、ちょっとやりとりをしますと、これは私ではございませんが、瑞穂市は図書館の蔵書がデータベース化されていませんからねと。つまり、されていると県立図書館の方も市民も両方便利なわけですね。これは、今、今井教育長が手ぶりでお答えをもう既にいただきましたが、

これは本年度、今、準備中ということですか。図書館でお聞きしました。加えて、図書館に關しましては、購入希望図書、それから貸し出し予約、これもホームページを通じてできるようにしていただきたいというふうに図書館に申しあげましたら、ことしは、とにかくデータベース化にかかるので、来年以降、購入希望と貸し出し予約も考えたいという返答をいただいておりますので、共通の認識として、ここで確認したいと思います。

三つ目、公共施設の空き状況と仮予約もできるようにしていただきたいと思います。これは忙しい方、お勤めしている方は、昼間予約するとか、空き状況を電話して聞くということは非常に難しいわけで、こういうインターネットを使いますと、土・日でも夜でもできるわけですから、公共施設の空き状況、仮予約もできるようにしていただきたいと思います。

それから4点目ですが、瑞穂市の観光案内が大変貧弱です。独自のページは何もありません。県の観光案内も、県もパンフレットを出しているのにリンクするというふうになっています。それから、市もパンフレットを出しまして、これにリンクするというふうになっていまして、あれは大変操作も見にくいですね。字の説明を一々しなきゃいけないし、1枚の紙にたくさんものが掲載されていますので、一つ一つきちんと見られるようにしていただきたい。私は、瑞穂市に来てからもう30年以上たつんですが、議員になりましてから行動範囲が広がって、柿ですね。巢南と合併しましたので、巢南の柿というのは全国的な名産になっていますね。これがホームページにはゼロに近いと。私は、巢南の方に、決算のときにホームページから注文できるようにしたらどうですかということをお願いしたら、柿の協議会ですか、联合会みたいなものがある、そこではページをつくっているという話でしたが、リンクさせてもいいんですが、ぜひ瑞穂市から情報発信として、ここは柿の名産地であると。私は遠い親戚に柿を送りますが、大変喜ばれて、岐阜の柿というふうに言われますので、こんなのは情報発信すべきだと思います。

あと、お祭り情報ですね。広報には、この間、4月1日、今回来ました広報には随分載っていますが、ああいうものも、一年じゅうあるもの、それから近々あるものというふうにきちんと分けて、お祭りの観光案内もすべきだと思います。特に中山道につきましては、中山道というのは全国的にももちろん有名なわけで、最近は何世の世代が中山道を歩くということを随分やっています、中山道の美江寺宿というのを引きますと、穂積・巢南、呂久の和宮様のところから美江寺宿から本田まで、長良川と揖斐川の間の中道道を歩いた記録が、こんな細かい案内は初めて読むわというくらい観光情報になるわけですね。ああいうものを市として整備して、とてもいい観光になると思いますので、観光案内を市独自としてホームページの中できちんと整備したらいかがでしょうか。

次に、財政状況の公表、特にこれは必要だと思います。きのうから、一般質問のマニフェストに關しまして財政状況のこのやりとりがありまして、けさも新聞にありました。財政状況

につきましては、財政事情の公表というのは地方自治法上義務づけられていまして、これをホームページで検索しますと、広報に載ったものですね。全部これが出てまいります、市のトップページに財政という項目は全くありません。単年度の情報も必要ですが、単年度及び通年度で財政事情ではなくて、財政の状況ですね。つまり指数です。自分のまちの財政がいいか悪いか、これは指数として見るように議員には配られております、市町村財政の状況というのが。この中の、例えば経常収支比率とか、財政力指数とか、1人当たりの貯金高、借金高を通年度で折れ線グラフで出しているまちもあります。単年度、通年度で出されてはいかがでしょうか。この指数の見方をやっぱり解説しないとわかりませんので、解説すると、自分のまちの財政状況がどのようなのか、はっきりつかめると思います。

また、現在では、地方公共団体の財政につきましては、これは提案ですので、地方財政の健全化法案というのが今国会で審議されているわけですが、これに四つの財務指標というのが提案されています。外部監査委員の選び方で、共産党と社民党が反対しているという付録の話もありますが、こういうものをきちんといつでも市民が見られるようにすべきではないでしょうか、ホームページで。といいますのは、松野市政のときに、健全財政だという評価が非常にずっと、松野市政を評価なさった方たちはこの点を非常に高く評価していらっしゃいました。しかし、高過ぎるわけですね。地方交付税がもらえないくらい高い。大変財政の方は心配していらっしゃいまして、平成19年度の予算で前年度と同じ額の地方交付税がもらえるという予算でしたので、どうしてかといいましたら、もらえなくなると困るので、起債を繰り上げ償還する方法をとったと。このようにしてまで、あり過ぎる。

一方、堀市長のマニフェストにありますように、基本的な整備が、ハードもソフトもですけど本当に極端におくれているわけですから、これからお金を使っていきますと、やっぱり使っている使っている。けさの新聞を見た市民の方もそう思われると思うんですよ。これからこんなにお金を使うのかと。これはお金が減るなど。やっぱり不安材料になりますけれど、今があり過ぎて、政治状況と財政、交付税がもらえなくなるようで整備がされないというのはおかしいわけですから、こういうことは市民に客観的なデータをきちんと示すべきだと思います。提案でございます。

最後に、議会関係の情報も出していただきたい。これは、議会のことは議会でやればいいのかという反論があるかもしれませんが、今まで申し上げましたら、市のホームページであるから、ホームページに載せるんだったら、やっぱり市の裁量であるというお返事でしたので、ここで申し上げさせていただきます。議会関係の情報も非常に不足しております。昨日午後、一般質問を4人の方がなさいましたが、そのうちお2人の方が私のブログのことを、このような議員の個人名まで出すのかというような姿勢でこの席で取り上げられましたが、これだけ議会の情報を出さないというのが続いている証拠だと思うんですね。ふだんから、例え

ば議会日程は出ていますが、議員に対する書類みたいなものですよね。これ、2ページにわたって行くわけですが、大変不親切だと思うんです。市民の皆様が議会に来るといのは、例えば一般質問とか、総括質疑だったらこういうふうにやるとか、最終日はこういうふうにしてと、やっぱりわかるように、来ていただくように、親切的な議会日程をきちんと市長公室でつくっていただきたい、議会日程。それから、議案も載せるべきだと思います。議案が提案された日に、今議会ではこのような議案が上程されていると。三つ目、一般質問の日程とテーマ、議員名、これもぜひ載せていただきたい。最後に、本会議をインターネット中継していただきたい。今、本会議の議事録が議会のところに載るのは半年後ですね。早くて5ヵ月後です。大変遅い市民の方たちに対しての情報だと思います。ぜひインターネット中継に取り組んでいただきたい。4点、議会関係のことについて申し上げました。

こういうようなことは、ほかのまちでは普通にやっていることです。最初に、ホームページのことについて申し上げましたときに、200万円かけてどういう委託内容ですかというのを申し上げましたが、つまり結論として、しばらくの間は、市長の方針がこれだけ変わったわけですから、市長公室としては、専門の担当の職員を置かなければ一新できないのではないかとと思うのですが、いかがでしょうか、市長公室長。

議長（藤橋礼治君） たくさんでしたが、公室長。

市民公室長（広瀬幸四郎君） トップは首長ですので、市長ですので、市長の方で答えていただきますので、よろしくお願いします。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） お答えをさせていただきます。

ただいま、ホームページの関係でいろいろ熊谷議員さんから御質問やら御提言をいただいております。いろいろな情報も他の市町におきましては出されておることがよくわかったわけでございまして、当然市民の皆さんに情報を伝達したい。今、民間に委託しておりますね。実際、広報室の中に、役所の中にもいろんなすばらしい者もおります。こちら辺もひとつ人事の配置も考えまして、いろいろ御提言ありましたことができるような方向で、なければ、今度、人事採用におきまして、民間からでもそういった人材を募集してまいりたい、このように思っておりますので、よろしくお願いいたします。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

8 番（熊谷祐子君） 先ほど、西岡議員のときに担当部課と市長の答弁で食い違いのある場面がございましたが、何しろ56年ぶりにやり方が変わるわけですから、執行部におかれましては、難しい公務員試験を通られて、私たちと違いまして選挙による洗礼もなく、人もうらやむ公務員生活を保障されていらっしゃるわけで、頭の切りかえは大変難しいことと思いますが、瑞穂

市民のために働くという立場は一緒ですので、ぜひ自分たちもこのマニフェスト、新しい市長の基本姿勢に沿いまして、積極的に、課題は何だろうと。今まで違って、こういうふうにするべきではないだろうかという意識を持って、市長と相談をしながら、私たちも提言させていただきますので、ぜひ執行部の事務方の皆様と市長と議員と三者が足をそろえて、新しい瑞穂市をつくっていくために、政策推進課でございますから、政策を推進していただきたいと思いますようお願いしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 公室長 広瀬幸四郎君。

市民公室長（広瀬幸四郎君） あと、人事の関係は市長の方からお答えしますが、予算の関係でいきますと、たまさか岐阜市の方で、5年のリースで約4,000万の更新料を使っておりますので、費用の辺もありますので、その辺十分将来的なことも考えて、検討をまた市長とやっていきますので、お願いします。

〔8番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

8番（熊谷祐子君） 私は金額だけのことを申し上げたわけではなくて、その金額に見合う内容ですね。あと、新しい瑞穂市として、それだけ業者の人に全部やってもらうのは無理じゃないかと、今の時期は。そう思って申し上げました。

最後に、学童保育について申し上げますが、学童保育は、およそ10人に1人の方が請願を出されましたが、今議会の初日、22日に、学童保育の実施場所に関する請願というのが不採択になりました。このことにつきましても、きのう、何人かの方が一般質問をしています。私は、このことが3年前の選挙で選挙公約でしたので、3年間にわたってかなりの回数、一般質問をさせていただきました。

ここで1点だけお聞きをしたいと思います。今、6月議会ですが、3月議会か12月議会の議会でも申し上げたんですが、瑞穂市は、岐阜県一人口増加率、平均年齢が高いまちで、学童保育の必要性は非常に高いまちですね。それに伴いまして、他市町にはない状況、つまり各小学校の増改築というのが毎年あるわけです。平成17年には本田小の増築工事がありました。去年は穂積小の大改修がありました。ことしは南小の増築があります。来年は牛牧小の増築が検討されているということですが、今まで済んだところ、本田小、穂積小、ことし、南小はもう設計図もできているのではないかと思います。こういうときに、全部総括質疑においても、一般質問においても、学童の部屋を考えないんですかと。住民の要望がある、必要性があるということをお願いしましたが、担当課も今までの市長も考えないということでしたので、12月議会か3月議会にこのように申し上げました。つまり、来年の選挙、この間ですね。4月22日にもしかしたら市長が変わるかもしれない。そのときに、公設公営、または学校でという方針の市長が市長になったときに、用意しておくべきではないかというふうに申し上げました。つま

り何が申し上げたいかといいますと、行政というのは、そのときのトップの考えが積極的であればいいですね。自分が出なくなったときにも、ある程度予算上用意しておく。しかし、そういうことを一切しなかった責任ですね。つまり22日の請願不採択のときに、教室がない。この理由が非常に大きかったわけです。しかし、本田小のときには、それまで空き教室がないので学校で学童保育はできないと説明してきましたのに、本田小の増築のときに、本校舎と同じ3階建てにせず、2階建てにいたしました。これは、市の予算を600万円しか使いませんが、こういう継続的なことについてどのように考えられるか、ちょっとお聞きしておきたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 今井教育長。

教育長（今井恭博君） 質問していただいたこと、大変ありがたく思っております。といいますのは、私、このたび辞職いたしますけれど、この市長のマニフェストの中に、学童保育（小学校敷地内の公設公営で実施します。1年以内）、こういうマニフェストがございます。

今おっしゃいましたように、前市長、そして私はこの立場には全く立ってきませんでした。このことにかかわって、どうしても議員さん方に聞いておいていただきたい、そういう話があって、あえて退職の日にちを7月4日というふうにさせていただきました。

私、申し上げたいことは1点だけでございます。今おっしゃった、今まで私たちはこういう主張をしてきたのに、それを考えてこなかったのではないかと。そのとおりです。議会で質問を受けて、考えておりません。その立場で予算をつくっておりますという形でちゃんと説明を申し上げて、議会で承認をいただいて、その姿で進んでまいりました。まずこの1点でございます。ですから、議会の決定に従って、実際に実施をしてきましたよと。このことについてはきちっと申し上げたいと思います。

なお、もう1点、どうしても申し上げたいのは、学童保育を学校内でのというのが熊谷さんがずうっと御主張された意見でございます。学校内でなければならない、多分。そういった意味合いだったろうと思います。市長さんの昨日の答弁の中に、このことにかかわって、各学校の状況をこれからよく調べて、それで、ひょっとするとほかの方法もあるということを目に入れながら対応していきますと、そういったようなニュアンスの御答弁をなさいました。ここに書いてある中身とは違いますね。

私は教育長として、やっぱり教育にかかわって、何とか高めていきたい、その一心で3年3ヵ月やってまいりました。学童保育の大切さを否定するつもりはございません。こういった社会状況でございますので、当然これについては考えていかなければならない。ただ、ひたすら学校で学校でというふうに言われている、そのときに、小学校とは何か、小学校教育との兼ね合い、かわりをどう考えるのか、学校でやることのメリットはどんどんどんどんおっしゃるが、それに直接かかわってくる小学校教育が、それではどういふかわりを持つてくるのか。

ひょっとしたらひずみが生じるかもしれない。それにかかわって、どうしていくのか。私、何が申し上げたいかというと、学校で学童保育をやるということも不可能ではございません。例えば教育長が、申しわけないけれど、3教室召し上げるよと。それは別区画にして学童保育をやりますよと。その方針を打ち出して、学校に言っていけば、学校はわかりましたと。でも、今までその教室を少人数指導で使っておりました。こういった子供の活動に使っておりました。ただ、併用ということは難しいです。召し上げると言われるなら、私たちは残された場所で精いっぱい教育をせざるを得ません。だから、やろうと思やあやれるんですよ。でも、何を考えていただきたいか。とうとう3年間話題にならなかった。学校でやることによって、小学校教育にどういう影響を及ぼしていくのか。本当は小学校でやってもどこでやってもいいんです。でも、小学校でやるならば、小学校教育もうまくいく、学童保育もうまくいく、そういう方向で考えましょうよと。そのスタンスがなけなあかんと思うんです。ただ、ひたすら学童保育は必要ですと。ニーズがありますと。それはそのとおりです。学童保育は満足できたけれど、それによって学校教育がひずんだとしたら、私たちが考えていかないかんの、学校教育の立場で物を言うのは、正直私なんです、教育長なんです。小学校教育に対して責任を持たなくちゃならない。そういった面から言うと、やっぱり小学校教育もうまくいく、学童保育もうまくいく、そういう中で考えてほしい。そのことを、私、ひょっとして言わせていただく機会があればと思って、辞任の日を延ばしておったわけでございます。

いずれにしても私がおるわけではございません。これから教育長もかわるだろうと思います。市長もわかりました。ただ、考えてほしいのは、やっぱり両面がうまくいく、それだけは考えてほしいと思っております。長話になりました。どうもありがとうございました。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

8 番（熊谷祐子君） これで終わります。

議長（藤橋礼治君） 議事の都合によりまして、しばらく休憩をいたしますが、午後は1時30分から再開しますので、また傍聴の方、よろしくお願い申し上げます。

休憩 午後0時12分

再開 午後1時33分

議長（藤橋礼治君） ただいまの出席議員数は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

2 番 若園五郎君の発言を許します。

若園五郎君。

2 番（若園五郎君） ただいま議長の発言の許可を得ましたので、議席番号2番 若園五郎、翔の会。

一般質問の通告のとおりでございまして、まず一つですけれども、市長の選挙公約について

お尋ねしたいと思います。

まず一つとしまして、子供の通院費の助成を中学まで拡大し、ことし4月からにさかのぼりまして遡及適用することが事務的にできるか。また、給付費の還付処理は混乱なく対応できるか。

自席の方へ戻りまして、質問を逐次やっていきます。お願いします。

今、登壇の方で御説明した内容でございますが、市長に答弁をお願いします。

議長（藤橋礼治君） 市民部長 青木輝夫君。

市民部長（青木輝夫君） 子供の通院費助成、中学生までということで拡大しますけれども、混乱なく対応できるかということでございます。

条例改正を今議会に提出させていただいておりますので、条例の改正が議決されましたなら、事務を進めてまいりたいと思っております。

議員が言われますように、対象者は4,700人、それから償還件数は約1万6,000件を想定いたしておりますので、この償還事務に窓口での混乱は多少あるかとは思われますが、可能な限り早く事務処理を行いまして、支給させていただくように体制づくりをさせていただきたいと思っております。

〔2番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

2番（若園五朗君） 市長にお伺いしたいんですが、今回、福祉医療につきましては、入院と通院がございまして、昨年、18年の9月議会において、通院につきましては19年4月からスタートするというので、一般会計の財源から1億ぐらい出すんですけども、そのとき、市議員でありました堀市長でございますが、また通院におきまして、3月議会におきまして、10月1日から支給することについて、可決することに挙手された経緯がございます。

そうした中で、現在こういうような条例の改正も、4月12日付でフロッピーも入っていますし、また市の広報の4月号にも、10月1日から施行するというので議会が通し、市民もそれになるということでもちろん御理解いただいておりますけれども、そういう経緯の中で、市長になったからといって、すぐそういう公約を出されたんですけども、非常に今回のこのマニフェストについても、議会が3月23日に終わったんですけども、3月25日の新聞折り込みで出された経緯もありますが、実際には議会の意思表示と自分の心が、市長選に出るといふことの行為が、各印刷屋に発注しながら、なぜそういう手続をとられたか確認したいと思っております。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 福祉医療費の問題、中学卒業まで通院も無料化ということについての若園議員の御質問でございます。御案内のように3月の議会で、このことにつきまして、議会の皆さん方も本当に前向きでありました。ですから、同じやるのなら、19年度からということで

マニフェストに掲げさせていただいた。それによって信託を受けたということでもありますから、それに基づいて、現在提案をさせていただいておるところでございますので、御理解をいただきますようお願いして、答弁といたします。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

2 番（若園五朗君） 実際にこの福祉医療費をもし4月1日からやったら、幾ら福祉医療費に一般財源を予算として使うか、回答願いたいと思います。

社会福祉費の中で、母子・父子医療とか、重度心身障害者、あるいは重度老人障害者ということで、乳幼児の予算が民生費の中に出ていますけれども、去年の9月議会において通ったことによって1億円前後、また今回のこの金額で1億円ということで、18年度、19年度、福祉費につきましても非常に大きな金が出ておるんですけれども、トータル的に、今現在通ったら幾ら支出するか、お伺いしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 市民部長 青木輝夫君。

市民部長（青木輝夫君） 細かい数字はまだちょっと、ここに資料を持ち合わせませんのでわかりませんが、補助対象になります小学生、中学生の医療費、通院、入院合わせまして大体1億500万ほどになるかと思えます。これだけのものが、いわゆる市の単独持ち出しということになります。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

2 番（若園五朗君） この福祉医療につきましても単独事業でございますが、平成17年度は2億9,000万、18年度は3億、今回これが通りますと1億1,000万で、5億円以上になる金額を支出するわけでございます。この金額の出どころは財政調整基金ということで、ちょっと調べてみますと、16年度、17年度、18年度、こういう一般財源のうまく運用できるお金が25億ございます。それも、要するにいろいろな事業を踏まえた中で、やっぱりこの財源が有効に使われるためにその施策があるわけでございますけれども、マニフェストに基づいて、住民の福祉向上ですけれども、市長が市会議員でありながら、あえてまた4月1日からやることについての事務手続は非常に煩雑になると思うんです。市民部長、具体的に事務手続、窓口にどんな書類を持ってきて受け付けするか、その事務の内容をちょっと御説明お願いしたいと思うんですが。

議長（藤橋礼治君） 市民部長 青木輝夫君。

市民部長（青木輝夫君） 持ってくるものとしては、まず申請の印鑑、それから医者へかかったときの領収書。いわゆる保険診療分と自費負担分の区別がわかります領収書が必要かと思えます。その領収書、一括のレシート式ですと、医者での点数証明というのをもらってくることになります。それと今持ってみえる保険証、それから、その医療費の振込先の金融機関の

名称、番号が必要になると思います。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 若園君。

2 番（若園五郎君） 今回の遡及適用の件でございますが、普通公務員の場合、4月1日からさかのぼって支給するという普通の遡及手続があるんですが、私がちょっと調べたところによりますと、今実施していることをさかのぼってやることは事務的にも非常に乱雑になると思うんですね。例えばこういう議会広報を出しておきながら、住民には、10月1日からですよ。市長がかわったから、今度は4月1日ですよという、まずそういう問題。そして、先ほど言いましたフロッピーですね。これも、僕、ちょっと検索してみたら、10月1日となっておりますね。こういう事務手続をやって、最終的に最少の経費で最大の効果を出すという中で、本当に住民が去年の9月議会を通した、3月議会を通したということも把握した中で、確かにみんな、福祉のために一般財源を使うことも大事ですけども、最少の経費で最大の経費を使うということについての住民の理解はないと思うんですね。一番大事なことは、市長が市会議員であり、去年の9月、3月の議会、そして選挙公約については、幾ら3月25日にチラシを入れたにしても、自分の心の行為は、3ヵ月、4ヵ月、講演会活動ができるんですね。そういう気持ち、心が僕はちょっと納得できないと思うんですね。僕は出るつもりも何もないですけど、やっぱり一つの手順を踏んで、その中でやっていかないと私は思うんですね。今回、マニフェストに幾ら書いても、議会で議決がないとできないと思うんですね。その辺、どういう考えを持ってみえますか、再度確認したいんですが、仮に通ったらいいんですけど、通らなければ、その辺は気持ちはどうなんですかね。マニフェストで4月1日からやると市民にチラシを出しておいて、最終的には議会の議決が必要なんですね。今回のマニフェストはすべて実施年度まで書いてありますね。そういうことについては、議会の二元制ということをいつも市会議員であるとき言ってみえたんですけども、その気持ちを聞きたいです。お願いします。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 私は、この福祉医療費の問題は、会派改革におきましても、中学校卒業まで無料化というのは去年の9月から言っておることですね、はっきり申し上げまして。会派の活動の中で、市民に、私どもはそういった考え方を持っておるということでありました。それが、結局、選挙があるということで、本来でしたら、10月から松野市長のあれでしたら、まだできておらなかったと。本当にやられる気がありましたら、当初予算に掲げられておる。ところが、当初予算に掲げるあれが、1月23日までにそういう決意がなかったもんですからできなかったんですね。これは明白な事実なんです。そこで、2月に議員の皆さん方が、やはり医療費は中学校まで無料にした方がいいんじゃないかと御要望があったから、3月議会に、結局は10月からやるということを出されたわけで、本当に思っておったんでしたら当初の予算にの

っていますし、だから、10月からやるといっても、まだ補正が組まれておらんのですよ。9月議会で出されるつもりでおったんですから、そういうふうですから、市民はこのマニフェストに本当に期待をしております。1億円余分ということでございますけれども、結局半年早くなりましたので5,000万円でございます。そして、財源のことも、私は過去の決算状況から見ておりましたら、16年から17年が約27億、17年から18年が20億、今度のあれも10何億でございます。そういう繰り越しが出ておまして、財政調整基金の取り崩しもなしで進められておる状況であります。ですから、半年分だけ見させてもらっておるところでございます。半年早くなったのみでございますので、議会の皆さんもこの福祉医療費は中学校まで無料化にすべきだというお気持ちで御要望されたわけでありますので、半年早くなることによって、関係した子供さんたち、その家庭、四百何百人も対象者があるわけでございます。御理解をいただきますようお願いを申し上げて、私の答弁とさせていただきます。

〔2番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 若園五郎君。

2番（若園五郎君） 昨日も小寺議員も言われたんですけども、マニフェスト、津島市長はいろいろと公約を上げながら、市の財政のこともあったんですが、そうした中で、今回、逆に4月1日からできなければ、市長としてはどういう腹をお持ちですか。公約を出しておいて、今、事務手続は確かに私はそういう腹だったと。もしこれが、逆に、提案権は市長、議決は議会、要するに幾ら提案しても、予算が通らなければ、どちらかがリスクを負ったり、責任を負わなあかんのですが、その腹づもりをお聞かせください。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） そんなこと、私がお答えするあれではないと思います。これは市民が判断をいたします。以上であります。

〔2番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 若園五郎君。

2番（若園五郎君） 条例の中で、総括のときにも確認したんですけども、この中に転入者の方については住民票が入っている。そして、転出者の方については住民票がないということで、その辺、不公平さは出ないですか。考え方を再度確認したいんですが、市民部長。

議長（藤橋礼治君） 市民部長 青木輝夫君。

市民部長（青木輝夫君） 転入・転出に対しての不公平さは、御連絡申し上げますので、ないと思っております。

〔2番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 若園君。

2番（若園五郎君） 最終的には、この条例を通すか通さないか、あるいは実施するか実施し

ないかについては十分議論していく場でございますが、転出者については、私は幾ら読んでもそのことは理解できませんので、厚生委員会の方で十分議論してもらおうということにさせてもらいたいと思います。

福祉医療につきましては、大体市長の気持ち、私の思いもすべて今説明しましたので、大体私としては御理解しましたので、次の質問に移りたいと思います。

続きまして2番ですが、下水道使用料の値下げの時期、あるいは将来の下水道計画の考えについて、市長にお尋ねしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 水道部長 河合君。

水道部長（河合 信君） 下水道使用料の値下げ、マニフェストに書いてございますが、1年以内と考えております。

それから、将来の下水道計画であります、私の基本的なスタンスを申し上げたいと思います。下水道は行政主導でやっていくべきか、または住民主導でやっていくべきかというところ辺も踏まえて、いろんな審議会に諮っていきたいというふうに思っております。

それから、下水道というものは、都市の健全な発達及び公衆衛生上必要な施設であるというふうに考えております。それと同時に、下水道の建設、それから維持管理費が自治体の財政を圧迫するというふうなことも考えられるわけでありまして。汚水処理の未整備地域の全体計画の立案、それからいろんな計画があるわけでありまして、集合処理、それから個別処理、いろんな手法がございます。それを考えるべきプロジェクトチームを先月の20日に立ち上げて、現在その課題に取りかかっているというふうな現状でございます。

〔2番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 若園君。

2番（若園五朗君） 今、下水道事業におきましては、呂久の特環、農業集落排水事業、あるいはコミュニティプラント、あるいは西地区の特環ということで行われているわけでございますけれども、この事業費ですね。今現在、どのぐらいの事業費でやって、幾ら起債を借りておるか、ちょっと市長に確認したいんですが、下水道についてはプロのプロですので、財源内訳とか、すべて質問したいと思うんですが、事業費、今現在、どのぐらいの事業をやって、起債をどれだけやって、どれだけ返還しておるか、ちょっと市長に確認します。

議長（藤橋礼治君） 水道部長 河合君。

水道部長（河合 信君） 呂久地区の農業集落排水事業でございますが、平成6年度に供用開始をしております。それで、平成6年度から平成18年度までの合計が、歳出で約8億1,700万です。歳入に関しましては、受益者負担金、それから使用料、それから国・県の補助、起債すべて合わせて8億3,600万というふうな現状であります。

それから、別府処理区のコミプラであります、平成13年度から事業に取りかかっておりま

して、平成15年の4月1日に供用開始ということで、平成18年度までで、歳出の合計が約46億2,300万、それから歳入に関しましては45億3,800万、大ざっぱでございますが、そんなようなことであります。

それから、西の処理区、特別環境保全公共下水道事業であります、これは事業としましては平成9年度から取りかかっておりまして、平成18年度末で全体の合計が、歳出が57億7,500万、それから歳入が、国・県、それから受益者負担金、使用料、起債合わせて59億5,900万、ざっとな数字でございますが、以上であります。

〔2番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 若園君。

2番（若園五朗君） そういうことで、今、事業費125億、あるいは起債残高が全部で49億、あるいは一般財源、今繰り入れておる額ですけれども、大体2億ぐらい入れておると思うんですね。この事業だけで、125億の事業で起債は49億9,000万。ところが、一般会計から入れておるのが2億、この事業でこの金額ですね。きのうの答弁の中で、600億の事業をやる場合、逆に考えてみますと、4倍の事業をやることになると、一般会計から10億、そして起債を、きのうの説明によりますと6割ぐらゐは市の財源でやらなあかんとなれば、起債を200億借りた場合、瑞穂市の償還している額を計算しますと11億になるということになれば、一般会計から10億入れて、起債を借りたら11億で、この600億の事業をやったら、一般財源を20億毎年投入することになるんですね。くどいようですけれども、市長も市議員であるときに、文教で穂積中学校の整備、穂積北中の整備、そして生津小、あるいは牛牧小、そして南小ということで、その後はまだ保育園の整備事業があるんですね。そうした大きな事業を今抱えている中で、今までの手法について、巢南は巢南でやってきたこと、あるいは今、コミュニティでほかの議員がいつも言ってみえるように、幾らつくっても、浄化率、要するにつなぎ込みをするのは、一応法律が決まっておっても実際につなぎ込みが少ないというのが現状だと思うんですね。125億の三つの下水道事業が、西地区の特環であれば58%の方がつないでいる。農業集落排水事業、呂久においては97%、そしてコミュニティプラントにおいては30%ということで、幾ら事業費を使ってもつなぎ込みがなければ事業効果は出ないということなんですね。それは皆さんわかりだと思っただけですけれども、今後、そうした大きな事業を抱えている中で、この下水道事業を、先ほど言われた下水道審議会に諮られても、最終的にはやっぱり産業建設常任委員会で話し合われて議決することになるんですね。そういう大きな事業を抱えながら、またハード事業を抱えながら、おいおいどれどれと、次から次へと、きのうの説明で1億1,000万、今度、福祉医療で1億、1億、1億と。事業ばかりやることも大事ですけれども、やはり財源を設ける話をしてもらわないと、このマニフェストを見てもらうと大変立派ですけれども、本当に一個一個詰めていくと、きのうでも検討、検討っていう結論の話が多くなったですね。検討

します、検討しますと。検討するんじゃないくて、やっぱり自分が責任持ってマニフェストを出してきたなら、やっぱり現地調査をし、どうかということ把握した中を出してもらえれば、自分がこのマニフェストを出したんなら、腹くくって選挙をやるだけのことで、検討検討では、逆に言えば市民の方の誤解を招くと思うんですね。

そうした中で、今回の大きい事業ですけれども、本当に市長、やる計画、できるかどうか、再度確認したいんですけれども、お願いします。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） お答えをさせていただきます。

私が掲げておりますマニフェストは、すべて各部に分けまして、これからいよいよそれに基づきまして調査していくわけでありまして。年度も限定をいたしております。それに基づいて議会にお示しをしております。今ここで申し上げるべきところではございません。それに基づいて確実に実行していきたい、こういう思いでございますので、よろしく願いを申し上げて、答弁いたします。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 若園君。

2番（若園五朗君） マニフェストに基づいて、審議会をつくってもらって、平成19年度、岐阜県下全区域の下水道計画ができて、またいろいろと県の指導もあたりいろいろするんですけれども、最終的には、私はこういうふうに出た。そんならこういうふう頼む。要するに市民に判断してもらおうと言っても、最終的には私たちも議決するなり、反対すれば、それだけ僕らもプレッシャーもかかりますので、やはり議案を提出するなり、その構想をやっていくには、今後やっぱり財政的な面も十分詰めながら、やっぱり十分やっていると、はい、私はやります、やります、やりますでは、それはやっぱり議会としては、市民にとってみれば確かにいいことかもわかりませんが、やっぱり見えるように、やっぱり議決できるような施策なり資料を出してもらわないと、今後いろんな問題が出てくると思いますね。そこら辺は十分今後対応してもらえるかどうか、確認したいと思うんですが、議会と十分議論するかどうか、その確認をさせていただきます。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） お答えをさせていただきます。

いろんな掲げておりますこと、財政的な問題も条件整備をしなくてはなりません。そういうことをしながら議会にお諮りして、御相談を申し上げますのは当然のことでございます。しっかりよく御理解をいただけるように御説明を申し上げて進めてまいりたいと思っておりますので、若園議員おっしゃるとおりでございます。よろしく願い申し上げます。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 若園君。

2番（若園五朗君） 回答ありがとうございました。

続きまして、学童保育の学校敷地内の公設公営について、市長の考え方をお願いします。

議長（藤橋礼治君） 市長。

市長（堀 孝正君） 学童保育の問題におきましては、きのうもいろんな方に御答弁を申し上げたとおりでございます。この議会が終わりましたら、早速もう一度私なりに現場に出ささせていただきまして、再点検をしまして、その中で、どうしても無理でございましたらプレハブを建てるなり、それでも、どうしても建てる場所がないということになれば、その学校の周辺の最も近いところで、親さんに安全・安心して職場で仕事に熱中をしていただけるような、安心して学童保育のできるような体制をとってまいりたいと思います。よろしく願いいたしまして、答弁といたします。

〔2番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 若園君。

2番（若園五朗君） ありがとうございました。

この間、文教常任委員会の方で学童保育につきまして、現状と、そして学校施設を回ったところによりますと、南小学校とか、中小を見てきた中で、中小であれば、文化施設で敷地も中にあるとか、あるいは西小学校であれば、旧幼稚園の跡地もあるとか、あと南小については、敷地はあるんですけれども、急増校でございますので、敷地があっても今後あそこはふえるということで、あの近くに、調べたところによりますとJAの農協施設、人の財産のことを言ったらあかんんですけれども、来年合併して、今度土地利用があると思うんですが、どういうわけか知らんけれども校下ごとにJAの施設があったんですが、そこら辺の有効利用も十分考えられるか、いろいろと今言っている問題、そこら辺をどう考えてみえるか、お尋ねしたいんですが。周辺の有効利用。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） お答えさせていただきます。

先ほど申し上げましたように、どうしても学校敷地内でできないときは、今、若園議員からありました、まさにそういう箇所は旧穂積地区の方にもございます。ですから、そういうことも含めて、しっかりと取り組んでいきたいと思いますので、また御助言等をよろしく願い申し上げます。

〔2番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 若園君。

2番（若園五朗君） 私たち、文教常任委員会の方で現場視察をしたところによりますと、一応指導者の面、運営の面、そして児童、実際に入っている本人さんの面、そして保護者の面、

いろいろとメリット・デメリットを調べさせてもらいました。校内であれば、学校の先生と連動がとれる。そしてまた、学校の外であれば、指導者の力量が発揮できるとか、例えば学校であれば学校の先生の指揮下になっちゃうもんで、別のところやったら、このままでいいよとか、いろいろな意見があったんですね。私たち、見たところでは、大体今の場所でもいいというんですけれども、議員さんのこととか、市民の受け皿としては、全体の1、2、3年生を15から20%ぐらいの父兄の方が預けたいよと。今、そういう時期でございますので、今の状態ではやっぱり整備不足ですので、市長の考えでできるところはできる。できんところは、そういうふうで考えてもらって、学校の敷地内のメリット・デメリットいろいろございますので、そこら辺やっぱり現場の声を十分聞いていただいて、皆さんが納得できるような学童保育の整備をお願いしたいと思います。

その中で、私たち文教で見学させてもらったんですけれども、本巢市ですと大体年間3,000万、そして岐阜市ですと、昭和43年から、今現在1,436人で1億8,000万ぐらいの金を使っておるんですね。市長も御存じのようにドーナツ現象で、長森北であれば、1,500人やったけど今300人ぐらいで、空き教室がいっぱいあるんですね。岐阜市は岐阜市の伝統があり、歴史がある。また、本巢市は本巢市の方でマイクロバスを使ってやってみえるんですけれども、瑞穂市であれば、旧農家の方とか、美江寺の公会堂とか、非常に田舎の味が出ていいんですけれども、全体の対象者が1年生、2年生、3年生を足すと1,500人の中を15から20%とすると、今、大体170人しか行っていないんですけど、それがほかの統計でいうと225人ぐらいやもんで、将来を見越した地域ごとの学童整備ですね。人の声を聞くということですので、市民の声とか、みんなの声を聞いて、充実を図っていただければよろしいかと私は思います。

続きまして、コミュニティバスの利用向上に関する件について質問したいと思います。市長、よろしくをお願いします。

議長（藤橋礼治君） 総務部長 新田君。

総務部長（新田年一君） コミュニティバスの利便性の向上につきまして御回答をさせていただきます。3点ほどあるかと思います。

バス停の増設についてということですが、まずコミュニティバスの運行につきましては、住民の生活交通や移動制約者に対する移動交通などを考慮した計画的で利便性の高い、効率的な地域交通体系として構築することが重要であるというふうに考えております。市民の方から、要望として、バス停留所の増設、運行本数の増加、路線の延長、区域の拡大等、多数御意見を寄せられておりますが、運行のコスト、あるいは地域関係者の合意などの面から検討しなければならない課題があります。市としては、地域住民の移動手段確保に対して、変化する周辺環境、あるいは利用形態を総合的に考慮しながら、今後とも幅広く検討していきたいというふうに考えております。

2点目の人口集中地区、公共施設、あるいは大規模商業施設、または病院等へ運行ができないかというような点につきましては、運行先に関する要望は潜在的に多くあるというふうに認識をしておりますが、すべてこれらにこたえるということになりますと、運行経路等が複雑になったりとか、距離数が長くなって利用がしにくくなるというようなことにもつながりますし、コミュニティバスには地域の住民の不特定多数の方に利用していただくということが基本でありますので、多目的利用の輸送を担うということから、どこでも、だれでも、自由に使ってもらえる状況が交通施策として運行上求められてきます。したがって、人口の多い地区、あるいは各施設へのアクセスに関しましても、地域住民の生活の交通の足として確保する必要性を再度チェックしていきたいというふうに思っております。

最後に3点目の、通勤・通学時間帯における運行体制の見直しはできないかという点でございますが、現行運行しておりますコミュニティバスの時間帯と申しますか、運行時間は、通勤・通学、病院の通院等の時間帯と合わせてダイヤを設定しております。JR東海道線穂積駅の発着時刻と連動して設定をしております。今後も鉄道を初め、路線バス等、他の交通機関との接続の強化を図りながら、既存の交通手段とのネットワークを形成することで、コミュニティバスの機能を最大限発揮できるように考慮していきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 若園君。

2番（若園五朗君） 今の乗客の稼働率を見た場合、確かによくないというふうに私たち思っちゃうんですけれども、そういう中で稼働率を高めるためには、やっぱり呂久地区の児童を無料化させるとか、あるいはほかの市町もコミュニティバスがあるもので、どこかで連携させるというか、時刻を合わせるとか、そういうふうな手だてとか、コミュニティとは関係ないんですけれども、唐栗の農協前から岐阜駅へ行っておったやつが急に議会の方というか、私たち知らなかったんですけれども、いろいろと事情があると思うんですね。いろんな考え方があると思いますが、市長、私の言ったこと言葉だけ聞いてもらって、いろんなことを含めて、今後いろんな意見を聞いて、みんなが使いやすいように運営をお願いしたいと思うんですが、一言お願いします。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） コミュニティバス、実は公共交通の特別委員会に議会のとき出させていただいております。一緒に進めてきた一人でございますので、お気持ちも中身もすべて知っておりますので、できる限り、改善すべきこと、いろいろあると思いますので、じっくりと検討をしてみたいと思います。通学に2.5キロ以上ありますのは呂久と牛牧小学校の十九条の一番奥の方ですね。ここが一番遠いんですね。せめて雨の日ぐらいは通学に使えないか、こ

ういったことを質問したことがあるんですけど、そういうことも過去にございます。十分踏まえまして、いろいろ検討してまいりたいと思っています。どうぞよろしく願いまして、答弁とさせていただきます。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 若園君。

2番（若園五朗君） 私、あっちの方の出身ですけど、地区名をいろいろ出したんですけども、別に総合的にやってもらうということで、よく検討してもらって、執行部の方で出してもらえばいいと思いますので、今後ともよろしく願います。

続きまして、次の質問に入らせてもらいます。

平成20年度から常備消防事務がスタートするわけですけども、岐阜市に委託することについてお尋ねします。委託業務、あるいは消防業務、あるいは今後の巣南分署の考え方、そこら辺、回答をお願いします。

議長（藤橋礼治君） 公室長 広瀬幸四郎君。

市民公室長（広瀬幸四郎君） では、若園議員の御質問にお答えします。

岐阜市への消防事務委託につきましては、先般、岐阜市議会におかれましては、29日、消防事務委託変更に関する規約の一部を改正する規約を議決いただいたところでございます。それに基づき協議書を締結し、平成20年4月から消防対策について万全を尽くしてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

御質問につきましては、まず第1点の委託の業務内容ですが、現在、穂積地区が消防事務委託している業務内容に合わせまして、巣南地区も同じような内容で委託したいと考えております。それに、県からの権限移譲の分の事務を含めた事務が委託の業務となります。

具体的には、消防団に係ること、並びに水利施設の設置及び維持管理を除くすべての消防業務でございます。火災、救急、救助の災害活動及び事業所、自治会等の実施する各種訓練等の指導業務、火災予防に関する講習、防火管理に関すること、消防対象物の立入調査、消防設備の指導、危険物に関する調査、指導などの予防業務です。

権限移譲関係では、火薬類、高圧ガス、ガス事業法など、岐阜県から権限移譲を受けた事務でございます。

瑞穂市を分署体制から消防署体制にすることで、現在、岐阜中消防署及び本巣消防署事務組合で行われている消防事務を統合し、その上で、新たな署長の権限で、許認可及び届け出事務の処理、そして住民ニーズに迅速、的確に対応できるなど、住民サービスの向上が大きく期待できるものと確信しているところでございます。

3点目の巣南分署の改築についてのお尋ねですが、この建物は平成3年12月に建築された建物でございます。建築以来16年間経過しており、一部雨が吹き込んだり、水回りや空調関係な

ど、改修することが必要でございます。現状をよく調査し、改修すると同時に、仮眠室や救急洗浄室、消毒だな、浴室、脱衣所の改修を計画しております。これらにつきましては、現在工事の設計事務を進めているところでございます。

また、今年度の今後の予定ですが、車両や中心工具等、岐阜市消防本部にお願いし、市では、現在の給食センター跡地を利用した瑞穂消防署等の建設、本巢消防署、南消防署の財産の受け入れと、巢南分署の改修を進めてまいりますので、何とぞよろしくお願いたします。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 若園君。

2 番（若園五朗君） 今度は大きい広域の行政ということで、ほかの議員の方も言ってみえたんですけども、平成25年から広域消防、今、県の方で最終的な指針を19年度につくるということで、30万人の広域消防になるわけございまして、その中で、岐阜市の職員30名、あるいは本巢の職員16名、そして新採用24人ということで、岐阜市、本巢市、瑞穂市の職員の給与も内容も違うと思うんですね。そこら辺もいろいろと十分されるとは思いますけれども、お願いしたいと思います。

予算がいろいろ上がっている中で、本体、あるいは車両等、今回11億のお金が使われるということでございまして、最終的には20年にスタートしてから、今度は委託料等を計算すると、人件費ということで7億円ぐらいの毎年委託料というのが、今現在4億5,000万出しているわけございまして、そうした中で、今度、市長が市の方といろいろと打ち合わせされることにつきまして、広域消防を担うことで、非常に安心・安全なまちづくりで、例えば救急の場合、あるいは火災のときにも非常に便利がいいということを僕も体験していますので、今後とも広域消防がますます繁栄するための事務手続なり、対応をよろしくお願したいと思ます。非常にお願することばかりですので、あんまり質問すると、岐阜市さんに申しわけございませんので、ただ、いいことですので、どうかよろしくお願したいと思ます。

続きまして、名古屋紡跡地の開発でございますけれども、前回の事前配付とか、資料ということで、非常に内容的に複雑な状況でございますので、その中で交通対策ですね。調整監なり部長、もし考えが今のところありましたら回答をお願したいと思んですが、よろしくお願いたします。

議長（藤橋礼治君） 調整監 後藤君。

調整監（後藤仲夫君） 名古屋紡跡地の大型商業施設の開発についてお答えします。

現在、名古屋紡績跡地を借地して、ダイヤモンドシティというところが大型商業施設を計画しております。大型商業施設が来るとなれば、付近に来店、それから帰る車で大渋滞を及ぼすという懸念がありますので、それについて、国道、県道、市道をどうするかということでずっと検討してまいりました。

国道については、県庁の方から来る車については、国道の上を通ると。上をオーバーしてお店に入ると。それから、大きなところでは、現在、県道岐阜停車場線があるんですが、そのところから、新たな交差点をつくって入る。もう一つは、大垣から来た場合に、堤防へ出る道路があるんですが、その堤防へ出る道路を北側へ移設して、今、天王川沿いにある市道を拡幅して、それから堤防上は今片側1車線の道路ですが、右折車線、左折車線をつけて、橋をかけて通るということで、交通処理計画をどうするかということをやっておりました。おおむね道路管理者の了解を6月9日にとれましたので、今後は開発者が店舗をやりたいという意思表示をすれば、地元へ説明もできる段階になりましたので、それをもって説明に入りたいと思っております。

〔2番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 若園君。

2番（若園五朗君） 例えば一たん開発する場合、6メートル道路をつけて、分譲をやって、一つの基準道路計画の中で市道認定すると思うんですね。今回は、名古屋紡の方がデベロッパーにダイヤモンドシティを貸すということで、周辺の市道認定して、交通を緩和するために、国土交通省、県と協議したということでございますけれども、そうした中で一番問題になるのは、地主がデベロッパーとある程度詰める中で、行政はやっぱり道の話とか、手続上あると思うんですね。今後進める中で、市長の役割ですね、どこら辺まで入って行って、この間、議案を提出して、資料とかなんとかいろいろ騒いでいますけれども、今後この開発について、市長はどこら辺の範囲まで入られて、どうやっていくか、ちょっと気持ちだけお願いします。具体的に今回のこの問題についても、国土交通省、あるいは県は市道を認定してからでないこの問題を取り上げないと言っているんですけれども、結果的には前で行ったんですが、そういう問題についての市長の考え方、要するに事務的な手続だけやって、あとはしないとか、どこら辺までの範囲をやられるかどうか。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） お答えをさせていただきます。

いずれにしてもこの問題は、やはり地元が一番でありまして、交通アクセスの悪いところでございます。こういう施設がありますところは、ある程度交通アクセスが整っておるところが多いわけです。本当に場所がいいところでございますけれども、そういったところでありまして。こんなときこそ、やっぱり地元が大事でございますして、その説明をできる段階になったということ、今、調整監からお答えさせていただきました。ですから、今後、その説明会に私も一緒に出て、御理解がいただけるものならということで、一生懸命出させていただきます、説明をさせていただきますと思っております。そこまでしか私はお答えすることはできません。以上でございます。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 若園君。

2番（若園五朗君） 市長の考え方はわかって、地元説明会に入っていくんですけども、いろいろと用地の単価の問題が出てくると思うんですね。そこら辺もやっぱり市民の皆さんに誤解のないような対応でしっかりお願いしたいと思います。

続きまして、年金記録不備問題でございますけれども、1979年以前は市町の手書きとか、紙台帳でやっておったと思うんですが、国で大きな問題となっている年金問題、市町村の台帳の保管状況とか、あるいは年金の相談の状況の御説明をお願いします。

議長（藤橋礼治君） 市民部長 青木君。

市民部長（青木輝夫君） これにつきましては、昨日、安藤議員に細かい点をお知らせしたとおりでございますけれども、市の方で紙ベースで残っておりますのは、納付記録が一部残っております、それから、平成10年から14年の穂積町の領収済み通知書の2点が残っているということでございます。そして、あとは電算の方で一部残っております。今現状はそんなところでございます。この処理につきまして、社会保険事務所と連携をとって、これからも進めてまいりたいと、かように考えております。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 若園君。

2番（若園五朗君） 私もちょうと勉強する意味で、社会保険局ですか、ちょっと行ってきまして、どんな問題点があるかということで確認してきたんですけども、実際には各市町のデータが最終的に、昔の手書きからコンピューター、そして今、オンライン化とか、あるいは前は片仮名入力が住所入力になったという年度経過があるんですけども、昔は、自分の番号が、会社があっても、会社の事務員がよく理解していないと二つ番号を持っていたり、あるいは会社を転々とすると番号を幾つか持っておるといような状況で、基本的には同姓同名とか、いろいろいっぱいでしたんですけども、3回ぐらい行ったかな。そういう問題で、結構国は国で今の状況、しっかりやっておるようでして、基本的には今、市民部長が言われたように、記録はあるけれども、すべて向こうへ吸い込んでというか、データを与えてあるし、また、もし申し込みがあれば、それを引き継ぐという形で、私の勉強させてもらった範囲内では今のところは問題なかったかなと思いますので、今後、今まで以上の窓口の対応で、住民のトラブルがないようにされてみえますけれども、よろしくお願いしたいと思います。

最後になりますけれども、今度の市長のマニフェストの内容でございますけれども、いろいろと調査したり、あるいは検討するということが、現場を見てとり進めていくということが非常に大事なことだと思います。そうした中で、自分の考えを示したマニフェストで、いろいろと意思疎通の面、あるいは実際に現場へ行って調整することがいろいろあると思うんですね。

非常に大切なことであるかと思えます。

昨日、棚瀬議員が言われたように、前巢南町の町長で12年間やってみえた行政、そして議員もやってみえた。そして旧穂積町は、今までやってみえた方の中でいろいろ歴史あるまちがここにあると思うんですね。私たちもここに住んで50年たつんですけれども、おくれておる、おくれておるということは、確かに市長の考えで言葉が出ると思うんですけれども、今後、市長の提案した内容は議会が議決しないと多分できないと思うんですね。幾らいろいろやろうと思っただって、出すものは出して、議決するのはこちらですので、私たちも来年3月か4月、また一回選挙に入るわけですが、そういう形で、言う方、議決する方、相反することですけれども、やっぱりお互いに気持ちを理解しながら、発言とか行動を今後とも、今もいいんですけれども、お願いしたいと思えます。

そうしたことで、今後とも、手順を間違えるとか間違えないとか、いろいろ話が出ていますけれども、そこら辺もしっかりお互いに心を寄り添えば解決すると思うんですね。けんかし出すとけんかばかりやっておらんならんで、そういうことのないように、笑ってできるような4年間をお願いしたいと思うんですけれどもね。

先日、僕のところに電話がかかってきたんです。市長、土地を売ってくれというような電話をされたということですが、それは3月の話ですね。4月22日に市長選挙があったんですけど、市長は、やっぱり1年前とか、半年前から市長になる予定者でしたんで、そういう立場を、自分の会社があるんですけど、やっぱり行政の方の電話ならいいんですけど、そういうことで電話がかかってくるんですわ。誤解はないんですけど、そういうのが僕らの方にかかってこないように、全身全霊で行政の方の運営をお願いしたいと思えます。

いろいろと今後進めていく中で、お互いに悪いところは悪い、議員も悪いところもあり、いいところもあるというふうで、同じことだと思うんですね。そうした中で、今回の一般質問を皆さんやられたと思うんですが、全部すべて予算があり、執行していく。お金を生むのをいろいろと行政の中で考えていくことですが、健全財政を今後とも築くために、いろんな意見を聞いて、十分やってもらえばいいと思えますので、よろしく願います。以上です。

議長（藤橋礼治君） これで一般質問はすべて終わりました。

散会の宣告

議長（藤橋礼治君） なお、お礼申し上げますが、傍聴にお越しいただきました方々、本当に2日間、最後まで傍聴していただきましたことを心からお礼申し上げまして、本日の一般質問をこれで終わらせていただきます。

どうも御苦労さまでございました。ありがとうございました。

散会 午後2時34分

